

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第6回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成15年1月31日(金)14:00～17:05

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦, 磯村保, 遠藤光男[委員長], 大山隆司, 北野聖造, 曾我部東子, 竹崎博允, 戸松秀典, 長谷川真理子, 長谷川裕子, 土方健男, 細川清, 堀越みき子, 堀野紀, 前田雅英, 松尾邦弘, 宮崎礼壹, 宮廻美明, 宮本康昭(敬称略)

(幹事)

荒井勉, 一木剛太郎, 鹿子木康, 小池裕, 寺田逸郎, 中山隆夫, 野山宏, 明賀英樹, 山崎敏充, 山崎恒

4. 議題

(1) 協議

1. 裁判所運営への国民参加

2. 司法修習委員会

(2) 今後の予定等について

5. 配布資料

【裁判所運営への国民参加】

(資料)

2. 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱(案)
3. 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会について

【司法修習委員会】

(資料)

4. 諮問事項
5. 司法修習委員会規則要綱(案)
6. 司法修習委員会イメージ図

(参考資料)

7. 司法制度改革審議会意見書(抜粋)
8. 司法制度改革推進計画要綱(抜粋)
9. 司法制度改革審議会議事録(抜粋)
10. 関係法令
11. ようこそ司法研修所へ(パンフレット)
12. 法曹養成制度の比較
13. 新しい法曹養成制度の導入
14. 新しい司法修習の内容等について

6. 議事

【遠藤委員長】ただいまから第6回の委員会を開催させていただきます。

本日は、前回新たに本委員会に諮問されました裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関の地方裁判所及び家庭裁判所への設置に関する規則の制定についてご議論をしていただきたいと思います。

また、後ほど幹事から説明していただく予定でございますが、当委員会に対し、司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について、最高裁判所から調査審議を諮問されましたので、本日は後ほどこの件についても審議に入らせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、若干委員の交替等がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

中田委員は大阪高等裁判所裁判長になられました関係上、期日の調整が非常に難しくなってきたそうでございますので、ご本人からお申し出がございまして辞任されました。その後任に大山委員が選任されました。また、異動により龍岡委員が辞任されまして、後任として細川委員が選任されました。また、先ほど述べましたように、当委員会に対し司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について、最高裁判所から諮問がございましたので、その関係で司法研修所の荒井事務局長が新たに幹事に任命されました。

【大山委員】大山でございます。よろしくお願いいたします。

【細川委員】細川でございます。よろしくお願い申し上げます。

【荒井幹事】荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【遠藤委員長】なお、本日は鶴岡委員がご欠席でございますが、定足数3分の1を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

前回の委員会で幹事からご説明がございましたように、本日の審議に関しましては資料2の要綱案が準備されておりますので、これに従って議論をしていただきたいと思います。

います。

それでは、まず幹事から、資料2の要綱案についてご説明ください。

【鹿子木幹事】私の方からご説明をさせていただきます。

まず、要綱案の説明に先立ちまして、地裁委員会及び家裁委員会の概要についてご説明を申し上げます。資料3をごらんいただくようお願いいたします。

まず、最初に制度の目的であります。これは審議会の意見書のとおりでございます。地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的とするように考えております。

具体的な制度の内容でございますが、まず設置のところであります。

家庭裁判所委員会は離婚、子の親権、遺産分割などの家族や親族間の問題にかかわる家事事件、あるいは少年の非行などにかかわる少年事件を取り扱うという家庭裁判所の性格から、地域社会とのつながりを深め、その運営に民意を反映することが適当であるという観点から、家庭裁判所創設と同時に各家庭裁判所に設けられたものでございます。前回の委員会で山崎幹事からご紹介申し上げましたとおり、各家庭裁判所におきましては、地域社会との接点としての家裁委員会の活性化のため、さまざまな工夫を加えてきたところでございます。そこで、このような家裁委員会のさらなる充実を図るとともに、これと同様な機関として、地方裁判所に地裁委員会を設置することとしたいと考えております。

2番目に所掌事務のところでございます。

現在の家庭裁判所委員会では、裁判所から諮問した事項について調査審議するということが規則上その目的としておりますが、新たな委員会におきましては、諮問、答申という形にとらわれない自由な意見交換を行うことが可能な機関とした方がよいのではないかと考えております。諮問という形にこだわらずに自由な意見交換を行っていただくということによって、委員の方から率直な意見が述べられることが期待されますし、活発な委員会運営が可能になるというように考えております。そこで、所掌事務につきましては、諮問に応ずるだけでなく、諮問がなくとも意見を述べるができるということとしたいと考えております。実際に、最高裁判所に現在、各方面の学識経験の豊富な方々にお集まりいただいて、「明日の裁判所を考える懇談会」というものを

設置いたしております。その懇談会におきましては、既に裁判官制度のあり方、民事裁判のあり方、家庭裁判所の機能の充実などについてご意見をいただいているところでありますが、法律家だけの検討では得られない幅広い視野や多角的な視点から、率直かつ建設的な意見を提起していただいているところでありまして、我々としても非常に参考になる懇談会となっております。

それから、構成でございます。現行の家裁委員会におきましては30人以内の委員で構成するというにされております。実際には、平均を見ますと、全国で大体約21名という状況でございますが、実質的で活発な相互の意見交換を行うにはいささか人数が多いのではないかと思います。そこで、新しい委員会では、原則として15人以内の委員で組織することとしてはどうかというように考えております。一方、例えば東京地方裁判所のような特大規模庁におきましては、取り扱う事件の範囲、あるいは量も大変膨大でございますので、必ずしも一つの委員会で裁判所の全部の範囲について意見交換を行うことがふさわしいとは限らないことから、そうしたところでは民事部門、あるいは刑事部門、または簡裁の運営、あるいは執行、倒産といった事件処理のあり方について、別々に意見交換を行うということが考えられるのではないかと思います。そこで、そのような場合には、その必要に応じて委員数を25人程度まで増やした上で幾つかの部会を設けると、その部会で機動的、弾力的に意見交換を行っていただくということが考えられようかというように思っております。

次に、委員の資格のところでございます。裁判官、検察官、弁護士、学識経験者というように規定をすることを考えております。現在の家庭裁判所委員会の委員構成につきましては、法曹三者以外の委員のその多くが地方公共団体の保健福祉機関、あるいは少年鑑別所、保護観察所といった矯正・保護機関、言うなれば家裁と密接なつながりのある専門的な関係機関から選出された委員でございまして、必ずしも一般の国民の視点から率直な意見をお伺いするのに適した委員構成とはなっていなかったのではないかと考えられます。また、関係機関から選出される委員につきましても、市長、助役、あるいは県警本部長など、当該機関のトップまたはそれに準ずる方が多かったわけでありまして、必ずしも現場レベルの議論を行うにはふさわしくない点があったのではないかと。また、そもそも委員会になかなかご出席いただけなかった

のではないかとこの点がございませう。このような現状を踏まえまして、委員の構成については次のようにする必要が有るのではないかと考えております。

すなわち法曹三者以外の学識経験者委員が委員総数の過半数を下回らないものとするのが適当ではないかと思ひますし、また学識経験者の委員には裁判所の運営について広く国民の意見等を反映するという委員会の設置目的に照らして、それにふさわしい多様なバックグラウンドを持つ方に参加いただけるよう、その具体的な構成に配慮すべきだということに考えております。また、委員のレベルにつきましても、各機関のトップクラスではなく、例えば市役所でございましたら、市民相談の窓口を担当する部署の部長あるいは課長など、実務者レベルの方にお願ひしてはどうかというように考えております。

それから、開催回数のところでございます。

家裁委員会の開催の実情を見ますと、ここ最近はほとんどの委員会が年1回開催されております。ただ、従来は2年に1度といった開催にとどまる例も見受けられたところでありませう。委員の任期が2年ということに考えますと、年1回の開催では2回参加いただいただけで任期満了ということになってしまひまして、十分なご意見を伺う機会がないということもあろうかと思ひます。したがって、できる限り年に複数回開催するよう努めてまいりたいというように考えております。他方、実質的で活発な意見交換を行うためには一定の準備が必要でございまして、小規模庁では相当の負担ともなり得ることから、例えば地裁委員会を1回、家裁委員会を1回、そしてまた共通のテーマで地家裁合同の委員会を1回開催すると、そういった工夫をしながら、各庁の実情に応じてできる限り年複数回の開催をするよう努めてまいりたいと考えております。意見交換等の内容のところでありませう。意見交換の内容としては、例えば次のようなものが考えられるのではないかと思ひます。現在、司法制度改革が進行中でありまして、その中で、例えば医療過誤訴訟のような専門的事件について、専門的な知識をどのようにして裁判に活かしていくかということについて議論がされておりますが、このようにしてできた制度的な枠組みを運用するに当たって、どのような工夫が考えられるかといった点について、委員からご意見をいただくということが一つ考えられようかと思ひます。また、同様に利用者である国民の視点から、裁判所の受付相談窓口

をどのように充実させていったらよいのか、あるいは裁判所からの情報発信について、どのような情報をどのような形で発信していくのが国民に裁判所をご理解していただく上で適切かといった点について、委員の方のご意見をいただくといったことが考えられようかと思えます。また、裁判所から委員の方にお尋ねするだけでなく、委員の方からも疑問に思われる点などを提起していただいて、それに基づいて意見交換を行うというような運用も考えられるのではないかと思います。

考えられる工夫のところでございます。こうした委員会をさらに活性化していくために、現在の家裁委員会において行っております工夫なども踏まえながら、例えば法廷傍聴、あるいは家裁の審判でございますと非公開となっておりますので、模擬審判を開いてそれを見学していただく、あるいは実際に支部、あるいは簡裁の現場に行っていたりまして、視察を行っていただいた上で意見交換を行う。あるいは委員会の合間にも、裁判所における制度改革の取り組み状況、あるいは最近の運用の状況など、委員会通信といった形で情報提供をさせていただきながら、状況をご理解いただいて意見交換をさせていただくといった工夫、それからこれまでの運営について、その意見がどのように取り扱われているのか分からないといったご指摘もあるところでございますので、意見の中にもいろいろな種類のものがあるかと思えますが、例えば運用で直ちに実施できるもの、あるいは予算措置を必要とするために多少中長期的に検討させていただく必要があるもの、それから実施の適否については慎重に考えさせていただく必要があると考えられるもの、いろいろな意見があるかと思えますけれども、そうした委員会で作された意見について、裁判所の検討結果、これを委員会へ報告するといった工夫などが考えられると思っております。

以上が運用の概要でございます。

そこで、資料2の要綱案に沿ってご説明を簡単にさせていただきます。

まず、設置のところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、各家庭裁判所に置かれている家裁委員会の充実を図るとともに、各地方裁判所にもこれと同様の機関を置くこととするものでございます。なお、設置の定めのところにつきましては、委員会の設置目的をも定める必要があるかどうかについてもご議論いただければと思えます。

2番目に所掌事務でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地裁委員会及び家裁委員会はそれぞれ地裁及び家裁の運営に関し、当該委員会が置かれた裁判所の諮問に応ずるとともに、諮問がなくとも意見を述べることができる機関とすることを考えております。

3番目の組織のところでございます。これも先ほど申し上げましたとおり、実質的で活発な意見交換を行うために、原則として委員15名以内で組織することとすることを考えております。なお、最高裁判所が必要と認める場合には、例外的に25人に達するまで委員の数を増やすことができるとしたいと考えておりますが、これは先ほどご説明申し上げましたとおり、特大規模庁などへの配慮ということでございます。

4番目に委員の任命であります。委員は裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者の中から委員会を置く裁判所がそれぞれ任命することとしております。先ほど申し上げましたとおり、委員の構成ができる限り多様なものとなるように、学識経験者から委員を選ぶ場合には、委員会の目的に沿うよう幅広い分野から選んでまいりたいというように考えております。

次の委員の任期、委員長のところは一般の例にならった規定でございます。

それから、7番目の部会のところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、東京地方裁判所のような大規模庁におきましては、機動的、弾力的に意見交換を行うために、部会を設けた上で民事部門、あるいは刑事部門、または簡裁の運営などにつきまして、それぞれ意見交換を行うことが必要となる場面も考えられるところでございます。

8番目の庶務のところでございますが、地裁委員会、家裁委員会の庶務はその裁判所の総務課において処理するものとするを考えております。

9番目の雑則のところでございますが、以上のほか議事の手続、その他の委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることとしております。

以上、地裁委員会、家裁委員会の規則の要綱案についてご説明申し上げました。

なお、この要綱案では地裁委員会、家裁委員会を一つにまとめてご説明申し上げておりますが、設置規則そのものは地裁委員会と家裁委員会とで別々に規定するというを考えております。

この委員会におきましては、実質的で自由な意見交換が可能となるような仕組みにするためには、どのような枠組みが適当かという観点から、ご議論をいただければと思います。

【遠藤委員長】それでは、早速でございますが、要綱案をごらんいただいておりますのとおり、1の設置から9の雑則まで9項目に分かれておりますので、逐次1番目からご議論いただきたいと思います。

まず、最初の設置でございますが、2番目の所掌事務や3番目の組織等については、後ほどご議論いただくことといたしまして、このような機関を設置すること自体の可否及び仮に設置をするとした場合に、要綱案に設置目的を盛り込むこととすべきか否かなどについて幅広くご意見をいただきたいと思います。

今回の諮問は、改革審の意見提言を受けて、国民の意見を裁判所の運営に幅広く反映してということでございますので、おそらくこの委員会の設置自体についてはご異論がある方はいらっしゃらないと思うのですが、その目的条項を第1項に入れる必要があるのかどうかについては、意見の分かれるところかもしれません。例えば、その目的は、2の所掌事務自体において自明であるので重ねて明記するまでもないというご意見もあろうかと思えます。また反対に、分かりきったことではあるけれども、目的を明確に入れておいた方がいいというご意見もあろうかと思えますが、いかがでございますでしょうか。

【宮本委員】審議会の意見書を読んでいる者にとっては、設置目的は自明であります。そこは委員長のおっしゃるとおりですが、それでも設置目的は書いておいた方がいいと私は考えます。

どのような書き方がいいかという点、今、ご説明のあった資料3に「制度の目的」がありますが、ここは審議会意見書に記載されているとおりでありまして、「広く国民の意見を反映させる」と。これを設置目的に書くのがいいと思います。地裁委員会、家裁委員会を初めて目にする人にとっては親切だと思います。

【遠藤委員長】今、宮本委員から、分かりきったことではあるかもしれないけれども、新しく立ち上げられる委員会でもあるし、せっかく改革審の意見書はこうなっているんだから、せめてその程度のことは第1項の設置に関する目的として明記しておいた方

がいいのではないかと、こういうご意見があったわけでございますが、ほかの委員の皆さん方のご意見はいかがでございますでしょうか。

【堀野委員】指名諮問委員会の方は名称自体において、その目的、あるいは何をする委員会かということがほぼ表現されているかと思えますけれども、地方裁判所委員会、あるいは家庭裁判所委員会というだけでは、これを聞いた国民としては何だろうということもありますし、何のためにこれを設けるんだということはその名称を補う意味においても、審議会最終意見の理由であるとか、あるいは今ご説明のあった資料3の目的事項、このぐらいは書いた方がいいのではないだろうか。書かなければ絶対だめだというふうには私は言いませんけれども、書いた方が親切ではないかと思えます。

【遠藤委員長】堀野委員から、書かなければ絶対だめだとは思わないけれども、より明確にするためには入れておいた方がいいだろうというご意見がございました。反対にこれは絶対に書くべきではないというご意見は恐らくないんだろうと思いますが、美学といえますか、要綱案第2項の所掌事務でここでやるべき事務は余りにもはっきりしているので、屋上屋を重ねるような目的条項を入れるべきではないという考え方もあろうかと思えますが、いかがでございますでしょうか。

【戸松委員】若干ニュアンスが違いますが、入れるんでしたらということで、裁判の独立を害さないようにというような言葉を同時に入れておくべきではないか。もしそうでなければ、前回あったような確認事項をお作りになるのかどうか知りませんが、その中にそういうような言葉を入れておいた方がいいのではないかと。国民の意見を反映させるということ自体は重要ですが、そのことがもたらす裁判の独立への侵害というおそれ、これは当たり前のことですが、なくはないので、そういうものを害さないようにという言葉も入れておくのが大切ではないかという気がいたします。

【細川委員】私も入れてはいけないとか、絶対入れるべきだという強い意見はないんですけれども、どちらかといえば入れない方が普通の規則や法律の書き方なのかなと思います。所掌事務を見ればおのずと目的が分かるときは、重複にならないように同じことを書かないのが一般的なやり方ですから、本件でも書かない方が普通かなと、そういう意味でございます。

【磯村委員】私も屋上屋を架するという面がないことはないという気がするんですが、同時に目的のところでは国民の意見を広く反映させるという趣旨から、例えば委員会の構成をどうするかというときに、一つの指針となり得るといような面もあるかと思えますので、そういう視点から考えると、こういう規則の定め方に関する美学の問題を離れると、目的を書くというのはそれなりに実質的にも理由があるのではないかと思います。

【土方委員】私もどちらかというところは入れた方がいいと思っていますが、それは広く国民の意見等をというところが2の所掌事務のところにはありませんので、専門家の意見を聞くのかなという印象も出てしまうと思いますので、その辺は入れておいた方がいいのではないかと思います。

【長谷川裕子委員】制度の目的のところでは広く国民の意見を反映させるということが非常に大切でありまして、その後に構成員をどうするかということでも意見を述べたいと思います。なるべく幅広く多様な意見を持っている方が委員になれるようにすることを担保する上でも、この目的というのがあった方がいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】ほかの皆さん方、いかがでございましょうか。

それでは、これはこういう扱いにさせていただきたいと思います。

この問題は、現段階では、ほかの事柄との兼ね合いもございまして、ちょっとペンディングにさせていただきたいと存じます。そこで、取りあえず所掌事務以下についてご意見を一当たり伺った上で、改めてこの問題について最終的にお諮りをして決めさせていただくようにしたいと思います。したがって、2の所掌事務についてご意見を承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【宮崎委員】今のご指摘の諮問に必ずしも意見を述べるができるというのは、実際政府の審議会でも最近こういうパターンですから、当たり前ではないかと思えます。

この際、ちょっと所掌事務のところでは述べるのが適切ではないかもしれないんですけども、後の方でこの順番に行きますとどこで言うか分からなくなってしまいますので、ここでこの委員会の仕事についての補足的なご提案を申し上げたいと思いますが、

扱いはもちろん後でも結構でございます。それは、要するにこの委員会は必要に応じて公聴会を開くことができるという規定を設けたらどうかというご提案でございます。

理由と補足説明を若干申しますと、一つはそもそも前回まで議論いたしました裁判官の資格とか任用についての委員会と違いまして、あの場合はそうやたらにいろいろな人に裁判官のプライベートな情報を開示していくわけにはいきませんので、委員というのは当然一般職の非常勤公務員でなければいけないだろうと思いますし、その人数も限定する必要があったわけですが、こちらの方はもともとの審議会の答申にありますように、広く国民の意見を反映することが可能になるような仕組みをつくれということですし、要するに建議の任務であって、個別案件の審査ではございませんから、本来資格についても非常勤の委員という考え方、公務員という考え方しかないのかなと実は思ったことがありましたが、そこはこの手の委員会なり審議会というのは、大体非常勤の国家公務員でつくるということで、それは確かにそうなので、そこは私も異論はないのですが、そうするとこの後の方に出てまいります専門の法曹以外の人たちを代表する人々というのは、どうしても限定せざるを得ないだろうと、委員とする以上は思いますので、そういう意味でこの委員を公務員とするのであれば、別途そういう仕掛けがあってもいいのではないかと思うのが1点であります。

それから、2つ目のこれは理由というよりも補足説明ですが、法制的に考えて、普通は公聴会というのは行政庁がやるのであって、審議会にもう一遍公聴会をこしらえることなんかあるのかしらと自分も思いました。そこで、少し調べてみましたところ幾つかございます。運輸審議会という大きな審議会がございまして、国土交通省設置法の23条に運輸審議会が必要と認めるときは公聴会を開くことができるというのがございます。それから、2つ目の例としては、ちょっと最近旗色が悪うございますけれども、首都移転検討審議会の法律がありまして、あれについても審議会なんですけれども、審議会が必要に応じて公聴会を開くことができるというのがございます。まだもう一つぐらいあったんですが、そういうことで法制的には十分可能だと思います。

もう一つだけつけ加えれば、この手の公聴会みたいなことを裁判所が自分で主催するというのを仮に考えると、非常に困難があるだろうと。いきなりもろにあのときの裁判で不当な目に遭ったんだみたいなことを言われても、裁判所として非常に受け付け

にくい面があるので、そこはこの委員会がワンクッションあって、そこでその中でとるべきものはとり、捨てるべきものは捨てて具申するというのは大変うまい具合にしているのではないかというふうに思いますので、一つのご提案として申し上げます。今後ろの方で7と8ぐらいの間に入れるとすれば入れるのかなと思いますので、ちょっと今申し上げるのは申しわけなかったんですけども、以上でございます。

【宮本委員】地方裁判所の運営、家庭裁判所の運営、それから簡易裁判所の運営についての諮問、あるいは意見を述べる機関はできるんですけども、高等裁判所の運営についての意見等はどうなるんだろうかという点です。これは含まれないという理解をするのか、あるいはどこかに含んで読むのだという理解をするのか、あるいはさらに高等裁判所については意見を聞かなくてもよろしいということになるのか、その点はどうなんでしょう。

【鹿子木幹事】この所掌事務の中では、高等裁判所という規定はございませんので、これは読み込むというわけではないんですが、実際に地方裁判所、家庭裁判所、これが現場の利用者の方々に一番近い委員会ですので、そこで意見をいただく。その中で、高等裁判所に関する意見がございましたら、管内にたくさんの地裁、家裁がございますので、その意見は高裁の方に伝えると、それを受けて、高裁の方もその意見を参考にまた裁判所運営について検討していくと、こういったことを行っていくことができるのではないかと。高裁独自の委員会をつくって運営していくというときに、どういうテーマで議論するかというのがなかなかイメージできないところがありまして、そういう意味で言うと、この地裁委員会、家裁委員会をやる中で、高裁についてもご意見がある場合にはそれを承るといった形の運営でどうだろうかというふうに考えております。

【堀野委員】急な質問で申しわけないんですけども、イメージをつくる上で50年間にわたる家庭裁判所委員会の実態ですが、裁判所の方々の中で家庭裁判所委員会はこういう機能を果たして大変よかったといったような経験とございますか、こういう点でよく役立ったといったようなことがありましたら、お教えいただきたい。そしてこのことは、さらにはいい役割を果たせるように所掌事務をどういうふうに改めていくのかという議論の前提となると思うんですが、もし今お答えいただけるならお答えをもらえればと思います。

【山崎恒幹事】これまでの家庭裁判所委員会では、主に家庭裁判所というものを地域の皆さんに理解していただくということが主眼のことが多かったのですが、その際にどのような手続で家庭裁判所がどのような事件を取り扱っているかということをしていろいろ広報いたしまして、それで地域の人々に理解をいただいて、なお一層身近なものになっていったのではないかと、それが一般的なことなんですが、そういうことが一つの成果ではあったらと思います。

そのほか具体的なこととしては、例えば補導委託先など、少年の補導を委託する先ですけれども、そういうところの開拓について、いろいろな意見をいただきまして、そのアイデアをもとに開拓が進んだというようなことが報告されております。

【遠藤委員長】今の山崎幹事のご説明に付加して、裁判所のご経験が長かった方でどなたか、家裁委員会でこういうことがあったとか、こういう点で問題があったとかということについて、補足的にご説明いただける方がいれば、お述べいただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【堀越委員】今、山崎幹事の方からもございましたとおり、一番の成果は家庭裁判所の実情を知っていただくことができたということですが、少年の補導委託先の開拓と並んで、家事では調停委員の確保が重要課題となっております。家裁委員会では、調停委員の構成といえますか、どういう職業の人が何%くらいというのを概況報告の中でやるんですが、そういうところで、例えば宗教関係の方が調停委員としては非常に少ないということを申し上げますと、後日、宗教関係者で調停委員にふさわしい人をご紹介下さるといこともありました。地方ですと調停委員におなりいただく方に非常に苦労しているものですから、家裁委員会でのお話がきっかけになって、調停委員さんをご紹介いただくというのは大きい利点でございました。

【竹崎委員】裁判所と裁判所外部、あるいは法曹も含めてですけれども、いろいろな形での会があります。例えば地方の支部へ行きますと、その支部の裁判官と国、あるいは県等の出先機関、あるいは企業等との会合というようなこともよくございます。そういうところでいろいろな意見を聞いたりもするわけですが、むしろ裁判所のこと、あるいは裁判のことをよく理解してもらおうということにかなりのエネルギーをつぎ込んでいるというのがこれまでの実情ではなかろうかというように思っております。

私は目的規定を入れることについて、別に反対というわけではありません。国民の意見を裁判所の運営に反映すると、それはそのとおりだろうと思うんですが、現実の機能としてはそのことと同時に、裁判についての理解を深めてもらうという機能が非常に大きなものになっていくだろうと思います。それも国民の意見を裁判所の運営に反映させること的前提であると読み込んでしまえば、それはそれで構わないと思いますが、こういうものをつくるときに余り観念的な前提をぎりぎりとかぶせなくて、少し幅広くいろいろな活動ができるように、目的にしても、あるいは組織運営にしても、幅を持たせて、かつそれぞれの地域の実情に応じた運営が可能になるようにしていただくことが重要ではないかと思っております。

【遠藤委員長】この委員会は前の指名諮問委員会のように、個別具体的な任官希望者に対する指名の当否の諮問を受けて、まさに人事にかかわる問題につき答申をするような委員会ではありません。委員会に重たい委員会、軽い委員会という表現は適切ではないと思いますが、指名諮問委員会は、ある意味では通俗的に言えば極めて重たい委員会のような感じがしなくもございません。ところが地方裁判所委員会や家庭裁判所委員会は先ほど鹿子木幹事からご説明がございましたように、裁判所の運営について幅広く、時と場合によればフリートキング的な意味で自由闊達にご意見をいただいて、裁判所運営にできるだけ国民の意見を反映させるようにしたいと考え設立されようとしている委員会です。また、竹崎委員がおっしゃったように、単に一方通行的に国民の意見を取り入れるというだけではなくて、委員会活動を通じて裁判所のPR活動を行うことも考えているような委員会のようです。

そうすると、余りかたくなに考えてぎしぎしと詰めるよりは、自由闊達な議論ができるだけしやすいような委員会構想ということを考えていいのではないかというようなご提案もあったわけです。また、宮崎委員からは、公聴会というようなことを考えてみたらどうかというご提案もあったんですが、公聴会制度を別途設けるといようなことをも含めて、所掌事務全般について、さらに幅広くご意見をいただきたいと思っております。なお、竹崎委員にひとつお尋ねしますが、今のような基本的な姿勢でございますと、宮崎委員ご指摘のような公聴会制度をこの委員会に取り込むということについては、どのようにお考えでございましょうか。

【竹崎委員】事柄によって、そういう必要があるようなことが生ずれば、別にそれを開くことができないというふうには思っておりません。ただ、あらかじめこういうことができるようにしておいた方がいい、ああいうことができるようにしておいた方がいいというのをここで決め切ってしまうのか、あるいはそれが必要になれば、その委員会の判断でそういう提案をされ、それに応じて活動ができるような、私がイメージしている委員会というのは、本来そんなものであればいいのではないかという、そういう思いでございます。

【遠藤委員長】後ほどお諮りをするわけですが、第9項の雑則というところがございまして、この要綱案に定めるもののほか、議事の手続、その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとされておりまして。

したがって、宮崎委員からご発言があった公聴会については、私も確かに時と場合によっては裁判所運営について大変重要な役割を果たすこともあり得るかと思っておりますが、もし仮に、ある地域の委員会において、公聴会ないしは公聴会的なものを開いて、幅広く国民の皆さんから意見を伺った上で、委員会でもう一度議論してみようというような事柄が生じた場合には、第9項の雑則に基づき、委員長が委員会に諮ってこれを実施することも可能のように思われますので、余り大上段に公聴会規定を第何項かに設けるといことは、この委員会の性質から見ると、やや大げさ過ぎるのかなというように思われます。これはあくまでも私の個人的な見解にしか過ぎないわけでございますので、今、宮崎委員がおっしゃったように、公聴会規定をぜひこの委員会規定の中に入れるべきであるというご意見があればさらに承りたいと思います。なお、所掌事務に関連して、あるいはせめて所掌事務の規定自体は要綱案どおりでいいけれども、それに付随関連してせめて確認事項でそれにまつわる問題としてこの程度のことは確認しておいてほしいというようなことなど、何でも結構でございます。

【松尾委員】おそらく今、委員長のおっしゃったことに全般的に関係すると思うんですが、先ほどの家裁委員会がこれまでどうだったかというお話に対しまして、どうもお聞きするところは結局家裁の方から働きかけるんですね。委員になっている方との例えばそういう意見があって、それで受けて、それをどうかするということが多少はあるんでしょうけれども、どうもお聞きするところでは、委託先をどうするかということで何かう

まい開拓の場はありませんかという話だろうと思うんですね。

それから、家裁の広報、それ自体は大変意味のあることで、そういうことを積み重ねてこられたということですから、これはこれでいいんでしょうが、国民から広く裁判所についてのあらゆる意見、運営について、こうしたらいいんじゃないかなといういろいろ国民から意見を出していただくという、そういうような設置目的だろうと思うんですが、そのことを中心に考えると、設置のところで設置目的を盛り込むかということについても、この委員会はそういう機会ですよということを国民がこの設置に関する規則を見ただけで分かるような何らかの工夫が要るのかなと、それを見て、ああ、そうだ、何か家裁なり地裁なりの運営について、国民も意見を言えるんだなと、その窓口はここだなというようなことで、分かるような何か設置の規則にそういった表現が入った方がいいなと。

そういう意味では、この委員会の設置目的というのは置いて、ここで広く国民と意見を交換する場というんですが、意見をいただく場ですよと、むしろ裁判所の方から広報なりというのがそうしないとなかなか重点がそっちに行ってしまうと思うので、そういうことで開かれたものですよということを読んでわかるような工夫が要るんじゃないかなと。ですから、設置のところでできれば規則を見て、大した条文にはならないわけですが、冒頭辺りのところで、そうか、そういうことなんだなということが分かるような工夫が必要だと。

そういう意味では、所掌事務のところでもこのままですと、諮問に応じて意見を述べるというんですけれども、これだけだと関係している人は大体今度の議論もそうなんですが、法律関係者、専門家は大体わかるにしても、国民から見ると非常に内部の内々の議論なのか、それともその委員会の設置目的の国民から広く意見をもらって、裁判所の運用に役立てていこうという裁判所の姿勢というものをこれからだとなかなか分からないわけですから、そういった工夫も要るだろうと。

そのような観点から言いますと、先ほど宮崎委員の言った公聴会も時にはやりますよとか、あるいは意見があればこういう窓口は何らかの形で言ってきてくださいと、そしてこの委員会で話しましょうとか、そういうことをするかどうか、これからのご議論でしょうけれども、そんなようなことが国民に分かるような形が必要だろうと。そういう

意味では、これを規則の中に、例えば公聴会も確かに時には有効なことにもなるのではないかなと、常に開くということではないかもわかりませんが、有効だということであれば、そういうこともやりますよと。それから、委員会のそもそものテーマはこういうことですよと、ですから意見があれば、こういった形で反映できますよと。

そんなことも含めて、書けるものであればなるべく規則に書いて、事項の性質だとか、あるいは細か過ぎるだとか、そんなことであれば、それは9項の中の個別に諮ってその都度決めていくと、それでもいいし、あるいは何か運用の中で確認をするとか、確認事項にしておくとか、そんなことがあるかと思います。

そんなことで、せっかくこれだけの委員会を各地で開くわけですから、非常に活性化するといいますか、これが実際に裁判所からの一方通行ではなくて、双方向の活力のある委員会になっていけば、国民にとっても、また裁判所にとっても、時間を費やす意味というのが出てくるわけですから、そういった意味でも設置の表現と公聴会を含めたとれる手段で国民に対して知らせていくべきものは知らせるということでお考えをまとめてご議論されたいと思います。

【細川委員】今の松尾委員、それから先ほどの宮崎委員のご意見を伺っておりまして、そのこと自体は大変よく分かるんですが、他方現場の裁判官の立場といたしまして、先ほど戸松委員が言われた裁判の独立とか裁判官自治の問題とか、大変重要な問題があるわけです。仮に委員会が個別的な裁判に直接的に影響を及ぼすようなことであれば、私は現場の裁判官としては、これはよほど気をつけてもらわなくては困るということになるわけです。例えば先ほど宮崎委員が言われたことは、私は不当な裁判を受けたという申出があった場合、それは裁判所は直接聞きにくだらうから公聴会をやれという感じに聞こえるんですよね。そうしますと、大変心配になってしまうんです。

だから、目的を細かく書くと、それをどういうふうを書くかというのが大変難しくなってくるもので、過不足なく、かつ裁判官の独立とか自律の問題に悪影響がないように書くのは非常に難しくなってくるものですから、私は書かなくてもいいのかなと、そう思ったわけです。公聴会も場合によってはやった方がいい場合もあると思います。そのときには、先ほど委員長が言われた考え方、個人的意見と言われましたけれども、そ

という方法もあるわけですから、その程度でよろしいのではないかと思います。

【堀野委員】個別の裁判に対する介入、あるいは不当な意見といえますか、当事者として具体的裁判を非難するような意見、これは当然公聴会においても排除されるべきだと思いますけれども、私は法務省の人権擁護委員会の審議委員をやっていたわけですけれども、その審議会は公聴会を主催いたしまして、全国各地で5カ所ぐらいやりました。

私は北海道へ審議委員として参加しましたが、そこで選ばれるテーマはあらかじめ募集した公述人から意見の要旨を出してもらって、それを審議会事務局の方で選定しまして、有益な意見が得られそうな公述人を選んで発言してもらい、審議会委員とディスカッションをするということで、大変実りの多いものだったという感想を持っています。この委員会が公聴会を開く場合、具体的な裁判の独立を害するようなものは当然そこでワンクッション置いて排除されるという形で、これはおそらく運営としては十分に可能だろうというふうに思うし、宮崎委員のおっしゃったご意見、あるいは松尾委員のおっしゃった広く国民の意見を聞くんだということをルールにのっとって行うということとは十分可能だろうと思います。心配なのは、書き方によっては、予算がとれないとか、あるいは権限事項に入っていないとかというようなことで、そういうのが開けないんだということで道を閉ざさないように、この規定ぶりを考える必要があるのではないかと、ということで、具体的にはどう書けばいいかどうか、私は分かりませんが、そういうふうに思います。

【遠藤委員長】所掌事務のところでは私が松尾委員の認識と違うのかどうか、もう一度幹事の方から教えていただきたいんですが、松尾委員からは諮問があった場合に限り、その諮問に対して答申するというか、意見を述べることができると、こういうふうに限定されているかのようなご発言があったんですが、私が先ほど幹事からご説明を受けていたときには、諮問に応じて答申すると、これはもちろんのこと、諮問がなくても幅広く、何か意見があれば意見を随時述べても構わないよと、こういうふうに受けとめたんですが、それはどちらの方がイメージ的には正しいのでしょうか。

【松尾委員】私は今、委員長がおっしゃったようなそのとおりだと思います。双方向のもので、その点では誤解があるわけではありません。

【遠藤委員長】諮問があった場合に限って答申するのではなくて、諮問がなくても随時意見を述べることはできると、こういう理解でいいわけですね。

【鹿子木幹事】おっしゃるとおりでございます。

【遠藤委員長】所掌事務にまつわる公聴会のことでも結構でございますし、あるいは所掌事務自体は要綱案としてはこれでいいかもしれないが、そのほかせめて確認事項でここら辺りは確認できるものであれば、確認事項に盛り込んでいただきたいというような事柄があればご意見を承りたいと思いますが、いかがでございましょう。

【土方委員】これはこういう規則に入れるほどの問題ではないと思うんですけども、私たち報道機関も非常にいろいろなところから説明責任というのを求められているというのは前にもお話ししたんですが、その際に第三者の意見を聞く、そういう機関を設けているのですが、それが実質のある運用ができるために、報道機関に寄せられた苦情とか要望を必ず第三者の皆さんに提示して、その中にはまったく的外れの要望というのもあるんですけども、中には私たちが気づかない、これは余り聞くに値しないと思ってたものがそういう第三者の方からはこれは真剣に聞かなければいけないというふうな指摘を受けることもありますので、そういう意味で言えば裁判所に寄せられる苦情とか要望、こういうものについて、今回の委員会にある程度オープンにして、それで委員会の方の意見があれば、それを聞くというシステムをつくられたらいかがかというふうに思います。その辺が端的に確認事項か何かに書ければという提案です。

【遠藤委員長】イメージ的にはどういう表現になりましょうか。

【土方委員】裁判所に寄せられた一般からの意見、要望、苦情などを幅広く委員に報告するということなどはいかがでしょう。

【遠藤委員長】裁判所に寄せられた意見、苦情などを委員に情報開示して、必要に応じて委員会内部でそれらの問題についてご協議願うというような確認事項を入れられないだろうかということですね。

【青木委員】私は最初の目的のところ広く国民の意見を聞くということを入れた方がいいのではないかというふうに思います。それは既に何人かの方からも出ましたけれども、この委員会の目的を明確にするということですね。その上で、先ほど細川委員

の方からご懸念が表明されましたけれども、私も確かにそういう側面に気をつけなければいけないのではないかと思うんです。

それで、今苦情という問題が出ましたけれども、この苦情というのは特定の裁判、判決とかに関する苦情とか何かという問題を含むようなことであると、これはいろいろ問題が出てくるのではないかというふうに思います。ですから、裁判所の運営一般に関して、むしろこういう委員会というのはこれに関して、委員会の意見を聞くというふうにしなないと、この裁判所の独立性みたいなことが脅かされる危険もあるのではないかというふうに思います。

一方、先ほど裁判所の独立性云々ということを確認に入れた方がいいのではないかという戸松委員のご提案がありましたけれども、私はそれは必要ないのではないかと思います。憲法の専門家の方と憲法論議するつもりはないんですけれども、主権は国民にあるわけですから、国民の意見を広く聞くということが裁判所の独立性を乱すことでは決してないわけで、裁判所の独立性というのは、むしろ三権分立の枠内でほかの立法府なり、あるいは行政府から不当な干渉を受けないというようなことが根幹だと思いますし、ですから国民から広く意見を聞くということを入れておけば、独立性というのは逆に担保されるのではないかと思います。

【大山委員】私は去年の9月から所長をやっているのですが、所長に就任しての記者会見で、開かれた利用しやすい裁判所を目指したいと、こういう記者対応をしたわけです。そうすると、早速それについて国民から様々なアクションが来るんですね。その中に、確かに今、土方委員が言われたように、苦情、それから要望というものがあります。もちろん裁判所もそれらについて誠実に迅速に対応すべきということでやっているわけなんですけど、この委員会で、こういったものについて皆さんはどう考えるか、裁判所の対応はこうやっているんだけど、どうだろうかというようにフランクに意見を言ってもらって、そういう機会になればいいと思っています。

しかし、それはあくまでもこの委員会の活動の内容の一つとして、それ以外にもいろいろ取り扱うべき問題が出てくるわけですから、苦情云々というのを特定して、わざわざこの規則の中に入れて込んでいくべきなのかといいますと、確認事項にすることも含めて、いささかいかがかないという気がします。

先ほど松尾委員が言われている問題、国民にこういう委員会でこういうことが言えますよということについて、書けるものであればなるべく規則に書いて、というご意見については、委員会ができ上がった後に、こういう委員会がありますよという裁判所の広報活動を通じて、国民に広く知らせていけばできることであって、この規則の中にいろいろ入れるというのは、技術的にも難しい点もあるだろうし、あるいは誤解を招く点も出てくるので、私はこの要綱案でよろしいかと思えます。

【宮廻委員】私は先ほどからの議論を聞いておまして、この規則要綱案では、こういう議論が出てくるのは当然ではないかと思えます。といいますのは、この前説明を受けました家庭裁判所委員会の規則でもそうですけれど、規則を読んだだけでは委員会の具体的なイメージが余りわいてこないんです。今日の今までの議論を聞いてみますと、国民の声を聞くということを規則の上で明確にすると、それによって、例えば裁判の独立が危くなるおそれが出てくるのではないかといったことが争点となっているわけですが、おそらく家裁の委員会の実際の運用では、そういうことよりも裁判所の実態を委員によく知ってもらうということの方が中心になっているのではないかと思えます。つまり今議論していることと実際の委員会の運営に期待されているものとの間に乖離があるのではないかと思えます。

国民の声を聞くということを明文化すべきだ、いやすべきではないという議論と、その議論と実際との乖離との両方から議論が複雑化してきているわけですが、これは規則要綱案が何とでも読めるようになっていることに大きな原因があるのではないかと思えます。従いまして、私は規則要綱案に国民の声を聞くことは明確に入れ、同時に裁判所の実態を国民によく理解してもらうということもきちんと入れて、両方の目的を簡潔な表現で規定して、誤解の生じるおそれのないようにすることが必要ではないかと思えます。仮に何も入れないということでこの場の議論が終わったとしても、今後も同じような議論が繰り返される可能性があると思われまますので、規則としては余り適切ではないと思えます。

それから、先ほどの幹事の方のご発言を聞いておますと、裁判所としては積極的に国民からのいろいろな意見を聞きたいんだということをおっしゃっていたと思えますので、そういう裁判所の考えが国民に伝わるような表現を取り入れた規則にした方

が規則の本来の制定目的にも沿ったものとなるのではないかと思います。

【中山幹事】幹事から発言させていただいて失礼でございますけれども、今、宮廻委員の方からご指摘がありましたので、実はこの地方裁判所委員会というのを設けたらいかかと、司法制度改革審議会に提言をしたのは裁判所自身でございました。しかもそれはどういうことから出されたかといいますと、今ご指摘のとおり、家庭裁判所委員会というのが率直に言ってどういうふうに機能してきたかということを考えてきたときに、裁判所の実情を知っていただくという観点でいろいろあったかもしれないけれども、少なくともユーザーからいろいろな声を聞くということは乏しかったのではないだろうか。そういった反省点に立ってのことです。

いわばこちら側の土俵に上がって来てもらって、その上で専門家としての裁判所から実は裁判所はこれだけのことをやっているんです、ご理解くださいと、こういうようなことであります。しかし、実際問題として、もっと必要なのは裁判所が国民の目線の方においていくと、ユーザーの方からどう見られているかと、こういうことを考えなければいけない。そういうことをやることによって、本当の意味で裁判所、あるいは司法に対する理解というものも得ていくことになるのではないかなと、こういう思いで出されたものでございまして、そういう意味では先ほど松尾委員の方からもお話がありましたけれども、双方向というのを大前提にした議論でありますので、余りこのところでのような形に何か対立しているような雰囲気というのは、ちょっと私どもとしてはよく分からないというのが実情、今お聞きしての感想でございます。そういうものとしてこれが打ち出されたということを前提としていただいて、それでは裁判所のそのような思いというものをどんな形で規則上明らかにしていけばいいのか、どのように決めれば国民が理解してくれるのか、認識してくれるのか、そういうところでご議論いただければというふうに思っているということを僭越でございますが、つけ加えさせていただきます。

【長谷川裕子委員】私は今回のこの案を見たときに、やっと裁判所も私ども市民といえますか、利用者の率直な意見を聞く機会をつくらうとしているんだなというふうに単純に受けとめた。例えば、私どもで司法改革について意見交換したときに、家庭裁判所で親の離婚の話をしているときに、子供がそのそばで床にべたっと座っている。何

でこういうふうなんだろう、そのことについてどうしてだれも言わないんだろうかという意見がございました。

そういう意味では、裁判所の運営方法というときに、個別の裁判内容ということではなくて、裁判所全体の施設も含めて、いろいろな利用者の立場に立った裁判所というのはどうあるべきなのかということだと思えます。したがって、規則で書くところというふうなことになるのかなと思えますけれども、私はこの制度を生かす、どういうふうにするかというのは、これに参加してくる委員の皆さんだとか、そういう委員会をバックで見守る私どもだとか、あとは関係者の皆さんの努力なのではないかなというふうに思いますので、なるべく人数を、後で人数のところでも触れるんですけども、人数の構成と人数の規模と、それとどういう人たちから選んでくるのかということと、専門用語で話さなくて、普通の日常的生活の言葉で裁判所が語れる、そういうふうな雰囲気をつくっていくことが重要なのではないかと思います。

それから、最近裁判所が非常に変わったというのは、ちょっと私どもの中でも言われているんです。労働事件のことなどについても、非常に積極的にやるという、どうぞというチラシをいっぱい出されているという話なんかもあるんですけども、そういう委員会でどういうことが意見交換されているのか、意見交換されている内容がどういう形で実現されているのかというのがインターネットだとか、いろいろな広報活動の中で周知していただくと、よく国民は分かるのではないかなと思っています。だから、こういう委員会が終わった後には速やかにインターネットを通じた情報提供などをしていただければいいのではないかと思います。

それと、考えられる工夫のところ、定期的な情報提供、委員会通信となって、委員の皆さんとなっておりますけれども、そうではなくて、国民みんなに公開していくという、そういうことの方がよく理解されるということでは大切なのではないかなというふうに思います。

【遠藤委員長】それでは、時間の関係もございますので、以下私が申し上げるような形でもしご賛同いただければ、取りまとめをさせていただきたいと思えます。先ほど目的条項を設けるか否かについてはペンディングにしてと申し上げた意味は実は2の所掌事務についての皆さん方のご意見を少し伺った上で、振り返って考えてみたいとい

う私なりの配慮があったものですから、ああいう言い方を申し上げたんですが、所掌事務について皆さん方のお話を伺ってみると、基本的な考え方自体がまったく対立しているというものではないように思われます。要はこの委員会をいかに活性化して、今、幹事からご説明いただいたような裁判所自体のねらいというか期待というか、それが自由闊達な意見を幅広く吸い上げて反映できるかということに尽きるんだと思うんです。

そうなりますと、私は第1項の設置目的、これは全部が全部ご意見を承ったわけではございませんが、ただいまご発言いただいた方々のご発言では、どちらかといえば分かりきったことではあるかもしれないけれども、目的ははっきり明記しておいた方がいいだろうと、こういうご意見が多かったような気がするんですね。表現ぶりはこれは後ほど幹事の方でご検討いただく必要があるかと思いますが、一つの分かりやすい形としては改革審の意見提言にありますように、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的としてという辺りかなと考えております。

第1項の設置のところにその種の目的条項が入れば、目的自体が明確化し、国民の意見を幅広く反映させることを目的とした委員会であるということのはっきりするわけですから、所掌事務についてはいろいろな考え方があるんだと思うんですけども、原案どおり諮問に対して答申をすると、そのほか設置裁判所に対して、諮問がなくても自由闊達に意見を述べることができるというのが現要綱案の趣旨のようでございますから、ご賛成がいただけるのであれば、要綱案については、原案どおり所掌事務をご承認いただきたいと思います。なお、宮崎委員ご提案の公聴会についても、第1項の設置目的が明確になっていけば、第9項の雑則に基づき、必要が生じた場合には、先ほど私は個人的な意見として申し上げたわけですが、時と場合によれば委員の皆さん方の賛同がいただければ、その地区においては公聴会を開くことができるわけでございますので、公聴会規定は設けないことにさせていただきたいと思えます。なお、表現その他については十分戸松委員がおっしゃったような独立侵害との兼ね合いがどういうふうに反映することができるかどうか、あるいは青木委員ご提案のように、それはかえって入れない方がいいということになるかどうかわかりませんが、次回の期日までの間に目的条項を折り込んだ案を提示することによって、さらにご検

討いたきたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、次回までに幹事の方で目的条項を盛り込んだ案をご提示申し上げて、さらにご意見を承るということで、ここで10分ほど休憩をさせていただきたいと思いません。

(休 憩)

【遠藤委員長】それでは、再開させていただきます。

3番目の組織、委員会は委員15人以内で組織するものとし、ただし書きがございまして、最高裁判所が必要と認める場合は25人に達するまで委員の数を増加することができるものとする、これが要綱案の原案でございしますが、この要綱案についてのご意見を伺いたいと思います。

あるいは人数その他はこれでいいかもしれないが、確認事項的な意味でこういう点はどうなのかとか、何でも結構でございます。組織に絡まる問題であれば幅広くご意見をいただきたいと思いません。

【堀野委員】今気が付いたことなんですけれども、これは「最高裁判所が」とあるんですが、「設置裁判所が」というと、これはおかしいということになるんでしょうか。

【鹿子木幹事】設置裁判所が必要と認めるときということになりますと、ほとんど限定がないのと同じでありまして、最初から25人と書いているのと余り変わりませんので、そういう意味では、その必要性、部会を設けるとか、そういうことを決めてやるのがいいのではないかと考えております。

【遠藤委員長】設置裁判所独自の判断でその数を決めるよりは、最高裁判所が全体的な視野において人数をある程度調整できるようにしておきたいという、こういうことなんでしょうかね。

【堀野委員】具体的には、例えば各設置裁判所で、ある特定の問題について、これは15人ではちょっと足りない、20人欲しいというときは最高裁に上申して、そして最高裁の承認といいますか、そういうものを受けるのか、あるいは最高裁があらかじめ規模に応じて、この規模の裁判所は大体この程度を目安にしてほしいというようなこ

とで何らかのスタンダードを決められるのか、具体的にはどういうふうになるのでしょうか。

【遠藤委員長】これは私もよく分かりませんが、一般的に人数は大阪、東京あたりは何名、その他何名と決めておいて、個別具体的に必要性が生じて、設置裁判所の方から最高裁判所に今こういう大問題が持ち上がっていると、人数がとても足りないのので、何人に増やしてくれとって、それが合理性があるものであれば、最高裁判所が認めることもあり得るんじゃないかな。

【鹿子木幹事】具体的に、庁の規模に応じて何か目安をつくるということは考えてないわけではありますが、そこは15人以内のところでは各庁の判断で決めていただければいいんじゃないかなと思っています。それを超えてやる場合には、こういうような部会を設けますとか、あるいはこういうことで必要がありますので、この辺まで増やしたいということをお教えをいただいて、その上でそれでやっていただくということにすることを考えております。

【遠藤委員長】15人以内というふうに要綱案がなっておりますので、うち10人でやりたいとか、あるいは9人でやりたいと、これは設置裁判所の自由な判断で、9人でも10人でも15人以内ですから一向に構わない。目安はあえて設けない。それから、15名を超えて、例えば20人規模でやってほしいとか25人まではというのは、希望があった場合、あるいは最高裁判所の独自の判断で大規模庁に対しては増員を認めるという、こんなイメージでしょうか。

【鹿子木幹事】15人以内であれば幾らでもいいかといいますと、15人以内と決めてあるのに5人でもいいのかという、そこは15人以内とあるところからして、おのずから例えばせめて8人ぐらいとか9人ぐらいは要るんじゃないかという気はいたしますが、基本的にはその庁の判断になろうかと思っております。

それから、もう一つ最高裁判所の方からここは特別増やした方がいいんじゃないかということで、提案するということがおそらく考えてないわけでごさいます、庁の必要に応じて部会を設けるなりして増やしたいという希望をいただいて、それを認めるというような運用になろうかと思っております。

【宮本委員】最高裁判所であっても設置裁判所であっても、本質的にはどちらでもい

い問題だとは思いますが、ただ今のご説明ですと、人数は設置裁判所が合理的な範囲で決めるということだし、4項の委員の任命については、これは家庭裁判所委員会の場合は、それぞれの裁判所で委員の枠どりをしておられるので、おそらく地方裁判所委員会の場合もそうするだろうと思うのです。例えば裁判官委員が5人という家裁委員会もあるし、1人という委員会もありますが、そのあたりを設置裁判所が決めるということであれば、それと平仄を合わせる上からは、むしろ個々の設置裁判所において構わないという気がしますが、どうですか。

【鹿子木幹事】今ご指摘がございました委員の構成、これは先ほどご説明申し上げましたとおり、少なくとも学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないようにすると、これは目安としてそういうことでやっていきたいと考えているわけでございます。

先ほどの組織のところのただし書きの点につきましては、各裁判所の判断ということになりますと、規定の15人以内で定めるという原則性が若干薄れているのかなと思います。そういう意味で、ここは必要に応じて最高裁判所の判断で広げるということにしておいた方が基本的な原則が守れるのではないだろうかと思っております。

【中山幹事】少し補足させていただきますけれども、この15人以内というのは、先ほど鹿子木幹事の方からも説明がありましたとおり、現行の家庭裁判所委員会は30人、実質は平均で21人、しかしそういったところで本当に双方向の会話、議論が可能かというところを聞きますと、多過ぎるというのがもっぱらのご意見でございました。そういう意味では、15人というのもある意味では少し多過ぎるかもしれないんですけれども、これは庁の規模によって、例えば小規模庁でありますと、9人程度、あるいは10人程度が相当だということも相当あるかと思えます。しかし、中規模庁までこのように考えてきますと、いろいろな事務も増えますので、15人ぐらいまでの幅をとっておいた方がよろしいかなというのが一つございます。

それから、もう一つは東京地裁とか、あるいは大阪地裁のように特大規模庁を考えますと、これは民事と刑事と簡易裁判所の問題を全部一緒に議論するというのはなかなか問題もあるだろう。しかし、その中でそれぞれが15人というのもまたこれは多過ぎるかもしれない。事実上、東京地裁、大阪地裁にこういったような双方向の議

論を行うとするとどのくらいの数が適当であろうかというようなところを聞きましたところ、大体25人以内であればというようなことでもありました。

他方、こういうものに出てきていただく方には、委員手当というものも払わなければいけないわけですから、総体として一体どの程度の予算を用意しておかなければならないかというのもあるわけですから、これを設置裁判所の方で全部25人までよろしいよということになったときには、ちょっと恐ろしい事態が起こるかもしれないわけであります。そういうようなことも考えまして、実はこの表現ぶりは指名諮問委員会の方の地域委員会の書き方、これを活用させていただいたわけですから、既にある意味ではこの委員会に通っているのかなと思っていたわけでありますが、そういうものとして要綱案を作ったというところからでございますので、参考にさせていただければと思います。

【遠藤委員長】今、両幹事からお話を承った限りでは、家裁委員会の実績その他も十分勘案して、原則15人以内と、大規模庁については最高裁判所が必要を認めた場合には25名までと、なかなかいい線をいっているのかなという感じが私個人としてはしておりますので、これは絶対これではいけないというご意見があればさらに承りたいと思いますが、いかがでございましょうか、このあたりでご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、次に委員の任命、これは裁判官、検察官、弁護士、それから学識経験者と、これを設置裁判所が任命するとあるんですが、この点についてご意見を承りたいと思います。

裁判官、検察官、弁護士プラス学識経験者、運用としては先ほどの資料3に基づいて、幹事からご説明いただいたわけですが、委員の内訳については、国民の声を広く反映させるということから見て、学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとするとともに、多様な委員構成になるよう配慮すると、こういうことをお考えのようでございますが、こういう含みでよろしゅうございましょうか。

【土方委員】今ご説明のあった運用のところなんですけれども、これを確認事項とすることはいかがでしょうか。

【遠藤委員長】なるほど、要綱案自体は原案どおりでよろしいけれども、先ほどの資料3の運用ですね。過半数を下回らないものとするとともに、多様な委員構成になるよう配慮すると、言葉遣いはこれでいいかどうかわかりませんが、こういう趣旨のことを確認事項に入れてもらうことはできないだろうかということのようですが、これは幹事の方からご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】事務局といたしましては、こういうような形で運用をしたいと、こういうように考えているところでございます。したがって、内容についてまったく当然のことながら異論はないわけでございますが、先ほど目的のところでも広く国民の意見を反映させることを目的とするといったことも入れるべきだというご意見もいただいたところから、その目的の趣旨からして、これはある程度当然の字義だというふうに考えております。そういう意味では、確認事項に入れるかどうかというのは、その辺は美学の問題かなと思っておりまして、余り細かいことまで確認事項に書くのがどうかというようなどころのご判断かなと思っております。

【遠藤委員長】おっしゃるとおりでしょうね。こういうご提案をさせていただいているわけですから、基本的な考え方自体はまったく異論はないんだろうと思いますが、それを確認事項といえどもそこへ当然のことを入れ込むことが美学的に見てどうかという話で、入れることは困るということではなく、あるいは当然のことだから入れなくてもいいだろうというお話なのかなと思いますが、ただ当委員会としては、そういう形でお茶を濁すわけにはいきませんので、確認事項で明確に入れるか入れないかについて、改めてお諮りしておきたいと思っております。

土方委員以外の委員の皆さん方、いかがでございましょうか。

【宮本委員】私は土方委員の意見に賛成で、過半数を下回らないということと、それから多様な委員構成にすること、これはある意味で基本的な問題ですから、確認事項に入れておくべきだと思います。

かつ過半数のところですけども、前に山崎幹事のご説明を伺ったときに、家裁委員会の場合には、法曹以外の委員が7割であるという実情だというお話でした。おそらくそのような構成に家裁の場合も地裁の場合もなるのではないかと思いますので、それでしたらむしろ学識経験者が3分の2を下回らないと率直に書いておいた方がい

いと思います。

【青木委員】ちょっと話を混ぜ返すような具合になるんですが、この委員会の役割というのは、先ほど中山幹事の方からお話がありましたけれども、裁判所と国民の間の双方向のコミュニケーションの場であって、裁判所の方からいわば国民代表の委員の方にいろいろ意見を求める、あるいは質問に対して回答するという、そういうメカニズムというふうに理解するんですが、そうだとすると裁判官の方がなぜこの委員会に入る必要があるのか、その点をお伺いしておかなければなりません。

【遠藤委員長】この委員会の性質から見て、むしろ裁判所としてはすぐれて外部からの意見を拝聴するというか、そういう性質の委員会なので、むしろ裁判官が入るのはおかしいのではないかと、極めて素朴なご意見、もっともなような気もするんですが、それについて幹事の方からご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】この委員会の目的は広く国民の意見を裁判所運営に反映するという広い意味を持っていくということでございます。ただ、委員会の実際の運営を考えますと、裁判所の実情についてもご紹介申し上げながら、その上で双方向の意見交換をさせていただくということを行っていきたいと思っております。そういう意味では、例えばオブザーバーでいいではないかというようなこともあろうかと思いますが、規則に基づく正式の委員会である以上はオブザーバーという形では自由になかなか意見を申し上げることができないものですから、それは委員の中には入れていただいた方がいいかなと思っております。

その上で問題は委員構成でございまして、当然のことながら裁判所の人間がたくさんいるということは、この委員会の目的と齟齬するわけでございますので、これは自ずから裁判所委員が入るといたしましても、それは少数にとどまると、そして法曹三者全体も全体の中では半分以下にしていくといったことを考えているところでございます。

【遠藤委員長】もっと大勢の方からご意見を本来であれば拝聴すべきところなのかもしれませんが、今何人かの委員の皆さんからお話を伺った限りで、こういう形で取りまとめをさせていただければありがたいと思っておりますので、ご提案申し上げたいと思いません。

裁判官が委員に加わるのはおかしいのではないかという、これはそれなりに私も

理解できなくはないわけですが、今、鹿子木幹事からご説明がございましたように、また松尾委員からも先ほどお話がございましたように、この委員会は双方向的な議論といえますか、裁判所がまったく受け身になって皆さんからご意見を一方的に承るといっただけではなくて、裁判所の実情というものも委員会を通じて国民各層に広くご理解いただかなければならない場面もあるだろうし、それからそこへ出ている委員が裁判官委員以外のご意見を生の形で受けとめていただくということも必要なんだろうと思うんですね。そういう意味からすると、裁判官を委員から除外するということはいかなるものであろうかと思われまます。

ただ、分かりきったことだろうとは思いますが、今、宮本委員から3分の2を下回らない人数ということで表現したらどうかというお話もあったわけですが、これは地方によっては例えば15人で3分の2といえますと10名、学識経験者が確保できるかどうか、これは地域のそれぞれ事情等々もあろうかと思しますので、表現ぶりとしてはいかがでございましょうか、この資料3にありますように、過半数を下回らないように配慮をするというか、あるいは多様な委員構成になるよう配慮するというか、幹事の方で少し表現を考えていただきまして、基本的には歯どめとしては外部の委員が過半数を下回らないということを明記することを前提として、委員の任命は原案どおりご承認いただければありがたいと思うんですが。

【宮本委員】取りまとめの前に、今の青木委員のご発言に関連して。この委員会の所掌事務が2項に書かれているように、諮問に対する答申、さらに意見を述べる、ということであるとすると、裁判所所長が委員でお出でになると、諮問をする人と諮問に対して答申をする人と1人2役で入ってくるという若干奇妙なことになります。従来の家裁委員会の場合には、おそらく例外なしに所長が入っておられると思います。その点について、少しお考えいただきたい。後の6項で議論していただいてもいいんですけども、所長は委員長からは少なくとも外れるべきだと思います。取りまとめの場合にその点は留保させていただきたい。

【鹿子木幹事】諮問と答申の関係でございしますが、この諮問をする主体というのは司法行政の主体たる裁判官会議だろうと思います。したがって、裁判官会議がその決定として諮問を行うということになるかと思えます。したがって、必ずしも所長が入

ていること自身が利益相反といえますか、身分を兼ねているということには実際にはならないのではないかと思います。

それから、委員会の運営を行いますときに、かなり準備をしていかないといけないわけでありますが、実際に家裁委員会の中でも確かに所長以外の方に委員をお願いしている例があるように聞いておりますが、その準備の都合を考えると、所長に委員長をお願いする例が多いのではないかと考えております。

【磯村委員】今の説明でちょっと2の所掌事務のところが気になったんですけども、ここでは明確に設置裁判所の諮問に応ずるという表現ぶりになっていて、そのところはちょっと関係が少し見えないという気がいたします。

それから、もう1点非常に形式的な話なんですけれども、委員の任命のところ、裁判所の実情につきご説明をしていただくということで、裁判官が入られているのはそれなりの理由があるかと思うんですが、並べ方としてこれでいいのかというのが気になりまして、むしろ学識経験者を一番に並べて、裁判官が一番最後に来るという方がこの委員の構成としてはいいのかという気がしたんですが。

【青木委員】また素朴な質問なんですけれども、利益相反みたいな問題が事によっては起こり得るんじゃないかという気がします。先ほど細川委員の方からご懸念が表明されましたけれども、広く意見を聞く、それで何かその委員会が決定を行う。しかしながら、それは裁判所としては受け入れられないようなことが起こり得ないわけではないわけで、裁判所の独立性という問題が先ほど出ましたけれども、その場合、裁判官の方が委員会の内部にいて、何か委員会の決定というか、総意が多数決なり何なりで行われたというようなときに、そこにおられる裁判官の方はどういう立場になるのか、これはちょっと考えておいた方がいいのではないかという気もします。

【遠藤委員長】裁判官が入ることはやむを得ないだろうけれども、所長が入ることについては、疑問の余地がないわけではないので、もう少し考えられないだろうかというご発言のように受けとめられたわけですが、裁判所の委員なり幹事の方から、今の点について何かお答えいただけますか。

【鹿子木幹事】設置裁判所という規定のところではありますが、私の理解としましては、設置裁判所の司法行政の主体が裁判官会議でございますので、その裁判官会議が

まさに設置裁判所の決定として諮問をし、その答申を受けるのも設置裁判所の司法行政の主体たる裁判官会議と、こういうことになるのではないだろうかと思っております。

【遠藤委員長】少なくとも利益相反というか、当事者が当事者に対して諮問をして答えてもらおうという、そういう関係では問題点はないというご説明のようですが、これは従前は家庭裁判所委員会は例えば裁判所で言えば所長、検察庁で言えば検事正、それから弁護士会で言えば大規模会と小規模会の場合があるでしょうが、会長とか副会長とかというかなり上の方がこの委員の構成メンバーになっていたがゆえに、大変お忙しかったり、細かい実情に精通されていなかったりしたこともあったんでしょうかね。

家裁委員会が形骸化していた庁もないわけではなかったということを私は漏れ承っているわけですが、これからのイメージとしては、例えば検察庁を代表してという言葉はおかしいわけですが、ここに言っている検察官、それから弁護士会から弁護士、推薦していただく場合にどのくらいのクラスの方をお考えなんですか、従前と同じ検事正とか会長とか、そういうことをお考えなんですか、それとももっと実務的な方をお考えなんですか。

【鹿子木幹事】この委員会はできる限り実務担当者レベルの意見交換をさせていただきたいと思っております。そういう意味では、具体的に例えば検察庁でございましたら、検事正なのか次席なのか、あるいは総務部長なのか、その辺は検察庁のご判断だとは思いますが、できる限り実際的な実務レベルの議論をできる方をお願いしたいというように考えております。

【遠藤委員長】できるだけこの委員会を形骸化させないためには、そういう工夫も必要かもしれませんね。ただ、そういう前提に立っても、裁判所としては、今、宮本委員からご質問があったように、任命される裁判官は所長を原則お考えなんですかね。所長が自ら委員長になるという、そういうイメージでしょうか。それはできるだけ避けた方がいいのではないかというご意見のようなんです。

【鹿子木幹事】委員長については互選でございますので、ここで決めるということではないと思いますが、今まで家裁委員会の例では所長が多かったというのはそのとおり

でございます。

【戸松委員】この委員会をどういうふうイメージするかによるんですけども、極端に考えると、裁判所の第三者評価機関のようなことを考えれば、裁判所の内部の人が入らなくて、十分議論しているいろいろな批判、評価をするということになるんでしょうけれども、これはあくまでも裁判所が設置する裁判所の委員会であって、裁判所が先ほどのご説明によると相互の意見を交換して、理解をいただき、またいろいろな声を吸い上げるといふ、そういう機能でありますから、裁判所内部の責任者が入っていただかないと、きちんとした議論ができないのではないかと思います。裁判官が、また所長さんが入ってしっかり受け答えをするということも委員会の運用上重要なことだと思います。それは利益相反とかいうことではないのではないかと思いますという感じがいたします。

【前田委員】ほとんど同じことで恐縮なんですけど、要するにこの会を設ける意味というのは、国民の声を広く自主的に聞く、個別の事件は別として聞いていくということで、諮問という言葉は使われていますけれども、国民から見て裁判所の問題はどの辺にあるのかというのを率直に話し合っ吸い上げていく、そのときに実務者レベルの議論の方が大事だというご判断ももちろんそのとおりだと思うんですけど、おそらく今までの流れとかを考えて、地裁の所長さんが出ていた方が実質的に意見が吸い上げやすいんだとすれば、それが入っていないと形をとって身を殺してしまう議論になってしまうんじゃないか。

確かに、諮問という言葉が強過ぎればそっちの方はもちろん直してもいいと思うんですけど、何より大事なのは実質的に裁判所をよくするために、国民の声を実質的に吸い上げられる制度をどうしておくのがいいか。その意味では、私は地裁によってもいろいろ大きさ、問題はあるんでしょうけれども、所長さんが入られて、それで動かしていけるものにしていく。ただ、この文言でも私はそれは矛盾しないで、先ほどのようなご説明もありますし、これで十分私はやっていけるのではないかと思いますというふうに感じた次第です。

【遠藤委員長】いかがでしょうか、これもまだご発言いただいていない方々のご意見を本来であれば幅広く伺わなければならないわけですが、私も個人的には今両委員からご発言がございましたように、この委員会の目的というのは、今度は目的条項も明

確に入るわけですが、裁判所の運営に幅広く国民の意見を反映させようと、自由闊達にご意見をいただいて、それを生かしていくというところにこの委員会の目的があるわけですから、確かに諮問に答申するという形で詰めて考えてみますと、当事者が当事者に対して諮問を求めるみたいな、これはおかしいじゃないかという議論も分からなくはないんですが、この委員会の目的から見て、裁判官にお入りいただき、時と場合によっては、それは規模によって違うのかも分かりませんが、裁判所の所長が自ら責任を持って、委員会の一員となって、広くその委員会に列席しておられる委員の皆さん方からご意見を聞くと、間接的に聞くというよりは、より効果的な側面も十分考えられるわけですから、要綱案自体としては、例えば裁判所長は除外するとか、あるいは確認事項でそうしないように努めるとか、そこまで絞らないで、原案どおりご承認いただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。この委員会の目的から見て、そう余りかたくなに考えないで、もう少し幅広くフランクにお考えいただいて、いかにして国民の声を名実ともに吸い上げるか、それが私は一番大事なところだろうと思いますので、余り形式的なことにこだわらないで原案どおりご承認いただければありがたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

それから、今、磯村委員ご指摘のように、順番を変える、ごくごく形式的なことかもしれないけれどもという前提でご発言があったんですが、私も同感ですね。これは外部の委員が国民各層の意見を反映させるというのに、1番に裁判所が出てくるのはおかしい。むしろ順番を入れかえて、4番を1番に持ってきた方がいいような気がするんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

そういう形で取り扱わせていただきたいと思います。

5番目の委員の任期、これは指名諮問委員会の方は3年となっていたんですが、これが2年とされただけで、あとは再任可、非常勤、次に6番目の委員長についても、互選により選任、委員長は会務を総理し、代表する。事故あるときはあらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする、これはおそらく異論がないように受けとめておるんですが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、7番目の部会、これについては若干ご意見があるかもしれませんね。部会全体について、6項目ございますが、部会を置くことができる、部会に所属する委員は委員長が指名、部会長は互選、部会長は部会の事務を総理する。5番目は事故あるときは副部会長、あらかじめ指名する者が代理する。6番目は部会の決議をもって委員会の議決とすることができる、ということですが、ご意見ございますでしょうか。

【磯村委員】 手続との関係でこういう規定になるのか、お教えいただきたいんですが、(6)のところでききなり部会の議決というのが出てきて、それが委員会の議決とすることができる、とあるんですけども、委員会の議決そのものは要綱案には出てこないという体裁になっているので、あるいは(6)は9の雑則のところを読み込むという方がスタイルとしてはいいのかもしれないという気がするのですが、いかがでしょうか。

【遠藤委員長】 確かに、どう読んでみても委員会の議決という言葉は出てこないんですね。これがいきなりここで部会の議決をもって委員会の議決とすることができる、こうなっているわけですよ。整合性というか、確かにこれでいいのかという疑問は持たざるを得ないんですが、幹事の方からそこをご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】 委員会の議決の規定そのものは9の雑則のところを決めていただくということを予定しているわけでございます。

何ゆえ部会のところだけ出ているのかということではありますが、ここは部会を設置する際にその議決をどう扱うかというのを決める必要があるわけでございまして、そういう意味では部会の設置の規定と大体ワンセットでこの規定を置くというのが通常の法制的な定め方のごとでございます。そういう意味では、ここに通例として置かせていただいているというものでございまして、それ以上の特別の意味というものがあるわけではございません。

【遠藤委員長】 6号を全部削ってしまって、9項の雑則で議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めると、部会を設ける委員会も例えば東京や大阪あたりは家裁は少年と家事、それから地裁で言えば刑事と民事、時と場合によると知財その他出てくるかもしれませんね。全部が全部部会制をとるとは限らないわけであって、7項の6号を全部削除して、9項の雑則で処理するということは難しいですか。

【鹿子木幹事】難しいということもないんだろうと思うんですが、部会の設置をする以上はその議決をどう扱うかというのをそこに一緒に定めておくのが通例という趣旨でございまして、大体法制的にはそういうような定めが多いようでございます。必ずそうでなければいけないというわけではございませんが。

【遠藤委員長】部会を定める以上は部会の決議がどうなるのかということは、明確に部会条項で入れておくのが通例なんだそうです。委員会の議決という言葉は出てこないんですが、これは確かに言われてみると9項の雑則で処理できるということなんでしょね。

【宮本委員】私も原案のとおり、7項の(6)は存置しておくのに賛成です。

その上で、私も磯村委員と同様のことを申し上げようと思っていたんですが、委員会の議決、あるいは部会の議決があるということになると、議題をどうするかについても、考えておく必要があると思います。ですから、議題を設置裁判所が出すのは、これは当然として、委員の側から議題を提出することもできる、これも当然といえば当然ですが、このことについても確認的に定めておくのがいいと思います。

それからもう一つ、資料3に「開催回数、年複数回」と書いてありますが、これらについてもそのような運用をすることを、これも確認事項の中に書いておくのがいいと思います。

以上、提案としては2つになります。

【遠藤委員長】今、宮本委員から2つのご提案、これはいずれも確認事項でよろしいんでしょうか、要綱案の修正でなくてね。

【宮崎委員】先ほど鹿子木幹事がおっしゃったようにといたしますか、7の(6)はこのようにするかどうかというのは政策の問題なんですよね。確かに、最近行政の場合、審議会を大くりにしておりますので、分科会とか部会をつくる場合にこのような規定を置く例は増えてございます。例えば、法制審議会なんかはこういう規定は確かないはずでございまして、必ず総会に上げて総会で決めるのであります。

したがって、どうするかというのは、選択の問題なんですけれども、実態の問題として、例えば大地裁で刑事と民事と、あるいは簡裁という部会をつくるような必要があるという場合だろうと思うんですね。そうすると、もう一回親部会で必ずやらなければい

けないということも多分なだろうと私は思いますので、そういう点では実質的にこういう規定が要るんだろうと思います。これは要るのであればこの問題は書かなければならないと思います。

本来委員会に諮問があって、それで委員会が自分で全然親委員会のフルメンバーでやらないで、部会におろして、それをもって委員会の議決をするためには、本則の中に入れておかなければいけないというのは、技術的にはそうなるんだろうと思います。その上で、後で紹介があるでしょう、司法修習の委員会なんかですと、議事という項目がありまして、定足数の話と議決は過半数というのが書いてありまして、これを何でこちらに書いてないのかな、お任せするけどどうして書いてないのかなという気はいたしまして、そのところについて、どうしてこちらの方は要らないんだということについてのご説明があれば、それはその部分は一見アンバランスですけれども、そこは雑則でもいいのかなと。ただ、この規定はこうするのであれば、本則でなければおかしいのではないかと思います。

【遠藤委員長】修習委員会の議事の規定との兼ね合いで、なぜ当委員会の方だけ議事規定を落として雑則にしたのかについて、幹事の方から何かご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】これは委員会の目的との関係でございまして、できる限り国民の多様な意見を聞いていくというのが委員会の目的でありますので、その意見というのはいろいろな方から多様な意見が出てくるといって、それが全体として委員会の中でいただく意見だろうというふうに考えております。

そういう意味では、何か一つの取りまとめのために議決を行っていく場面というのがそれほどないのではないかと、いろいろな方からいろいろなご意見を伺う、そのこと自体がこの委員会の目的でありますので、必ずしも一つの議決に向かって集約をしていくということ自体を大きな目的としているものではない。かえってそういう規定を置くと委員会の性格を狭めることにならないかというように考えまして、ここに特別に定めるということはしなかったわけでございます。ただ、そういう議決が必要な場合というのはございましょうから、そのときには雑則の規定に基づいて、その委員会でやり方を決めていただければいいのかなと思っている次第でございます。

【遠藤委員長】もう一つ宮本委員から確認事項で結構ではあるんだけどもという前提で2つのご提案があったんですが、その点については何かございますでしょうか。

【鹿子木幹事】まず、1点目の議題であります。先ほど資料3のところでもご説明申し上げましたけれども、委員の関心がある事項を取り上げて議題とすることも行っていきたくて思っております。したがって、委員の方から何か議題についてのご提案があれば、当然その委員会の運営の中でそれを取り上げて決めていただければ結構だろうと思っております。そういう意味では、委員会の運営の事項ですので、基本的にはそういうこともやっていくということで、各委員会にらせていただければいいのかなというふうに考えております。

それから、2点目の開催回数のところではありますが、年2回とかという形で決めるというのも一つの考え方ではございますが、回数をきっちり決めますと、単に回数をこなすということだけに頭がいてもいけませんので、そういう意味ではできる限り実質的な議論をしていただくという目的から、それにふさわしい回数をそれぞれの庁の実情に応じてやっていくということでいかがかなと考えております。当然、その前提としては、できる限り年複数回開催に努めるということで考えていることは申し上げたとおりでございます。

【遠藤委員長】私も後の方から先に申し上げるようで恐縮なんですけど、年4回とか何回という数字を掲げて開くということで確認事項というのを設けるということは、今、幹事からご説明がありましたように、地域差が当然考えられるわけでございまして、年何回やらなければならないと、無理やりにやるということが果たしていいことかどうか、かえって形骸化を促進することになりかねない。

かといって、まったくこれは野放しで確認事項において触れていなくていいかどうか、従前の家庭裁判所委員会の一部の形骸化というものが具体的な細かい数字は私も分かりませんが、地域によっては1回、2回ちょこちょこ開いて、その意見についてのフィードバックその他もほとんどなかったということがなきにしもあらずだったというふうに聞いておりますので、できれば確認事項で年何回ということではなく、例えばできる限り年数回開催するよう努めるぐらいの条項は入れていただいてもいいのかなと考えております。

それから、前の方については、宮本委員のご指摘もよく私は分かるんですが、一番冒頭に私が申し上げましたように、この委員会が自由闊達に幅広く意見を皆さんから出していただいて、吸い上げるというか、反映させていただく。そのために、所掌事務自体も単に諮問に応ずるだけでなく、意見を述べることができるとされており、さらに目的も明記したわけでございますので、そういう意味から言うと余り堅苦しく議題を明示して開催を求めた場合にはどうするこうするという、通常の部会規定だとそういうものがあつた方が望ましい場合もあるんだろうと思いますが、この委員会に限ってはもう少しフランクに、いかにして形骸化を避けるか、自由闊達なご意見をさせていただいて、国民の声というものを反映することができるかどうかにあるわけですから、必ずしもそのような確認事項を設ける必要はないように思われます。もちろん、これは設置裁判所だけに任せておくわけにはいかないでしょう。最高裁判所も各地の実情というものを吸い上げて、情報交換も幅広くやっていただいて、工夫していただくことは私は大いに必要だろうと思いますが、私の取りまとめみたいな形になって恐縮なんです、年数回開催をするよう努めるという条項は入れていただいて、部会の委員の方から議題を明示して開催を求めた場合には云々ということは、要綱案はもちろんでございますが、確認事項からも外していただいて、運用で処理していただくような形でご賛同いただければありがたいと思うんですが、それではいけませんでしょうか。

【宮本委員】運用をフレキシブルにやることは大賛成ですけれども、ただ運用の指針といいますか、大まかな枠どりはしておかないと、それぞれ地域で開く委員会がどうやっていいかわからないということになると困ると思うのです。

私もここでご説明を聞いてなるほどそういうことになるのかと分かりますけれども、この場でのような説明を聞かない人たちが運用していく場合に、これはどうするのか、扱いがわからない、ということになると困るから、柱のところだけは確認事項に入れておくことが必要だと思います。

【遠藤委員長】柱のところまでは入れてほしいという、これもよく分かる。どこまでが柱かという問題で、私は目的も明確に入ったわけでございますし、所掌事務も単に諮問に答えるだけじゃなくて、意見を述べることもできる。議事運営規定については、雑則で何もかもこういう形でやってしまうのは問題だというご意見があるのかと思います

が、これは地区の実情というものがそれぞれおありだろうと思うので、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮ってこれを定めるという極めて柔軟な規定も設けられておりますので、そこら辺りでご了解いただけないものだろうかというふうに思っているのですが。

【中山幹事】ここでの議論の状況というのは、議事録できちんと残りますし、要綱案ができ、そして規則ができるということになりますと、当然のことながら全国の総務課長に対して、こういうような議論の上でこういうものができたということをきちんと全部周知させることになりますので、その辺のところを踏まえていただければ、ご懸念のようなことはないかなと、こういうふうに思っております。

【遠藤委員長】ただいまの宮本委員ほかのご意見も当然のことながら議事録に詳細に明記していただくことに致します。

それから、要綱案でもなければ確認事項案でもないんだけど、そういうご意見が当委員会において出たということを議事録を踏まえて、各地の、これは後ほどお諮りをするわけですが、庶務の処理については総務課ということになっておりますが、それでご賛同いただければ、総務課長に十分説明するというところでございますので、当委員会でのご発言の趣旨は十分伝達されるものと思われまふ。そのような前提で宮本委員、ご理解いただけませんか。

【堀野委員】議事録に残るということですので一言だけ。この件が審議されるについて、各弁護士会が各家庭裁判所でどう行われているかということについて、改善のための資料を集めたわけですけれども、その中の意見のひとつに、実態としてこういうものがあつたということがあるので紹介しておきます。

「委員会に出席すると職員が1人1人を所長室に案内し、所長と対面させるという古い形式で始まる。そして、対面では所長からお願いしますとあいさつをされるのであるが、所長室を職員の案内で訪れ、対面する方法には違和感を感じる」という出席した経験のある委員の述懐があつたのですが、要するに裁判所と委員の関係も、できるだけ儀式的なことはやめ、本当に参加される委員が気楽にというか、自由闊達に議論できる委員会としていただきたいと思ひます。要するにこの委員会は双方向性が一つはきちんと規定されたと思ひますし、もう一つは実質化することが必要だと思ひ

で、こういう形式的なことはなるべく廃して、実質的に議論するような環境を整えていただきたいというのを希望して、9条にいろいろと定めていただきたいというふうに思っています。

【遠藤委員長】堀野委員から弁護士会の意見照会のご紹介があったわけですが、私も大変大事なことだと思うんですね。ぜひともそういうことのないように、実質的に機能あらしめるような形で運用に努めていただきたいと思います。そういう前提で第7項の部会についてはご承認いただきたいと思います。

第8項の庶務、これは指名諮問委員会では大分議論になったんですが、この委員会の庶務は設置裁判所の事務局、総務課において処理するものとする。これはよろしいでしょうね。ご異論ございますか。よろしいですね。

(「異議なし」と声あり)

それでは、最後の雑則で、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとするところがあるんですが、いかがでございましょうか。

ただ、いろいろな皆様のご意見が出ておまして、議事録に残っているわけですが、雑則規定上はこういう抽象的な形で処理はさせていただくことでご了解をいただいて、今日皆様方から貴重なご意見をいただいた、いかにして国民の声を真に反映させ得るための委員会たらしめるか、これは今後の運用にとっては非常に大事なところでございますので、今日の委員のご発言を踏まえて、総務課長、その他に各地の裁判所の方に当委員会が出た議論というものをぜひとも伝えていただきたいと思います。そういう前提で第9項は原案どおりご承認いただくということでよろしゅうございましょうか。

【宮本委員】私は賛成ですが、その上で、これは幾らなんでも柱だろうと思うので、委員会の議事録の作成、公表、それから委員会の傍聴等、委員会の公開に関する確認事項を作っておくべきだと思います。この委員会の公開問題についても、第1回に議論があったのですけれども、そのような規定を確認事項に入れるということを提案致します。

【遠藤委員長】この委員会の議事を傍聴も含めてでございますが、議事を公開すると

いう規定を明確に設けた方がいいのではないかという宮本委員からのご発言でございますが、まず幹事の方から今のご提案に対して何かご意見ございますか。

【鹿子木幹事】最も重要なことは、地裁委員会、家裁委員会が実質的で自由闊達な議論をしていただくということだと考えております。その上で、公開、あるいは議事録の公開のことで申し上げれば、要はその委員会が自由闊達な議論をする上で傍聴を許した方がいいのか、あるいは議事録を公開した方がいいのか、その方がやりやすいのか、それともやりにくいのか、そういうご判断で各委員会で決めていただくのがいいのではないだろうかと思っております。

例えば、この諮問委員会の場合にも、冒頭にマスコミの傍聴を認めていただくかどうか、それから議事録についてもこの委員会でお決めいただいたところございまして、これはそれぞれの委員会でそれぞれの委員の方の意見を聞きながら決めていただくのがよろしいのではないかと考えております。

その上で、事務当局として、できればその委員会のご了承をいただきながらということではございますが、例えば議事概要のようなものは作っていただいて、それを例えばホームページで公開していく、そういったことはやっていただくのが望ましいのではないだろうかというようには考えているところでございます。

【宮本委員】実質的な考え方は今、幹事がおっしゃったのと同じことなんですけれども、時間の節約のためにこのような確認事項をつくったらという私の案を申し上げます。

「委員会及び部会は議事録を公開し、報道機関に対して議事を公開するように配慮する」と、そのようなものではどうでしょうか。

【遠藤委員長】今の宮本委員のご提案に対してご意見があれば、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

【長谷川裕子委員】私は宮本委員が言ってますように、議事と議事録は公開していただきたいということを明確にさせていただきたいと思っております。

最近、私も関心を持っている、審議会のような委員会が公開されていないところがあるわけですが、それはよくないというふうに感じております。したがって、この委員会が地方裁判所や家庭裁判所の運営に対して広く国民の意見を反映させるということで、15人の委員の方で自由活発な意見交換がされるわけですから、議事と議事内容は

公開していただきたいと思います。

【細川委員】私も自分の意見としては、議事は公開した方がいいし、議事録も公開した方がいいと思うんですが、こちら側がお願いしているいろいろな方に委員になっていただいているわけですね。その方々がご議論になって、この問題は私たちは公開したくないのというふうに言われた場合、それは絶対公開しなければだめですよというのはいかがなんでしょうか。だから、私は基本的に公開が望ましいことは間違いないと思っているんですが、最終的には委員になられた方にお決めいただくのが一番穏当なのではないのでしょうかという意見です。

【遠藤委員長】確認事項でこの程度の表現ではまずいでしょうかね。

私も個人的にはこういうご時世でございますし、それからさらには国民の声を反映させるという委員会ですから、その委員会でどういう議論がされているのか、それが常に国民の目から見て分かるような形にしておいた方が望ましいと思うんです。ただ、今ご指摘があったような点もございますので、確認事項にとどめて、原則として議事を公開し、議事を傍聴させることが望ましいけれども、最終的にはその委員会の決定によるものとするみたいな形で確認事項に盛り込むということではまずいですかね。原則議事を公開し、議事録を公開し、傍聴を認めるものとするのが望ましいが、最終的には委員会の意向を配慮せざるを得ませんので、委員会の定めることによるという指針だけを確認事項で示すというところ辺りでご了解がいただけないものだろうかと思うんですが、今のようないかがでしょうか。

【竹崎委員】私も基本のご趣旨には賛成ですし、もちろん基本的に議事録は情報公開の対象になるものであると思います。問題は議事そのものを一般公開するかどうかという点で、これは先ほど宮本委員が報道機関への公開とおっしゃいましたが、議事そのものについては報道機関ぐらいにとどめていただいた方が自由な意見という点ではいいのかなという感じはしております。全部を一般公開というよりは、議事そのものについては報道機関への公開と、議事録等についてはおっしゃるような公開というのがいいんだと思います。その辺を原則にさせていただいて、最終的には委員会が定めるというぐらいのところがよくないのかなというふうに思います。

【宮本委員】竹崎委員の今の意見に賛成で、議事録の公開と議事の報道機関への公

開ということです。

【遠藤委員長】一般の傍聴は認めないということでもよろしいでしょうね。

【宮本委員】私が先ほど提案したのはその趣旨でした。

【遠藤委員長】承ってみると竹崎委員のご意見と宮本委員のご意見はほとんど一致、つまり原則として議事録の公開と報道機関に関してのみ議事を公開することが望ましいが、最終的には各地の委員会にゆだねるという、表現はともかくとして、そういう方向でならば完全に一致するわけですね。

【青木委員】表現の問題なんですけれども、委員長によれば、最終的には委員会の決定によるというお話でしたが、国民から広く意見を求めるというのに委員会が余り自分たちの意見は広く聞かれては困るというのも妙な話だと思うんです。ですから、委員会がそういう決定をなさるときには、ある程度特別の決意を持ってしていただくべきではないかというふうに私は思いますので、文章の書き方としては、各委員会の特別の議決がない限り原則として公開するというような形を検討していただけないものでしょうか。

【遠藤委員長】表現の問題に絡んでくると思いますので、今のご意見が十分どこまで生かせるかどうかわかりませんが、そういうご意見もあったことを踏まえて、幹事の方で確認事項はほかにも幾つかございましたようでございますので、ほかの確認事項とともに事前にできれば配布申し上げて、ご検討いただいて、最終的には確認事項については次回決定ということにさせていただきたいと思いますが、今のこの問題については、そういう方向でよろしゅうございますね。

さらにお伺いしたいのは、要綱案全般について、それともう一つは確認事項で幾つか出てきたわけですが、それは幹事の方で準備させていただきますが、それ以外に確認事項にこういう事項を盛り込めないだろうかというご提案なりご意見があったら承りたいと思います。今まで出た確認事項でよろしゅうございますか。

【堀野委員】先ほど申しました各弁護士会から聞いた意見をひとわり読みますと、なんとなく無力感がただよっているんですね。つまり開催が年に1回ぐらいであると、それからもう一つは意見を述べたけれども、それがどう活かされたかがわからない。これは本人が1年だけの委員で1回しか開かれないと、何か言ってもその後どうなっ

たのかということがこれが本人にはもちろんわからないけれども、組織的にも継続してそれが蓄積されていない。そうすると、やったけれども、何だったんだろうかという感じになるわけです。開かれる回数の問題に加えて、その結果がどうなったかという説明、それが継続的に確保されていないと、せっかく開いても一発的なもので終わってしまう。そうすると、だんだんとこの委員会のありようが細っていくんじゃないだろうか、意義が小さくなっていくんじゃないだろうかという気がするので、何らかの工夫、つまり先ほど回数の問題は1回では足りないだろうということが出ましたけれども、それはそのとおりだと思います。

それから、問題は、出された意見について、それがどう処理されたか、あるいはどういうふうに使われたかということについて、裁判所の側から次回の委員会には報告されるような、そういうシステムを何か盛り込むような確認事項ができないかどうか、これはお考えいただいた上で結構でございますけれども、それは運用上当然できるということであればそれでよろしいですし、何らかの形で表現できるなら、その方が望ましいだろうというふうに思います。

【遠藤委員長】堀野委員のご提案は、回数の問題は先ほどの私の取りまとめでは、でき得る限り年複数回開催するよう努めることが望ましいみたいな細かい表現はともかく、そういう形になろうかと思いますが、それだけではちょっと心もとないと。せっかく委員会で出た結論、これを全部事柄いかによってはずべてそれを裁判所が採用できるとは限らないでしょう。だから、そこまでの拘束性は無理にしても、その後の扱いがどうなったか、フィードバックの問題でしょうね。

次回というふうにおっしゃられても時間的に間に合わない場合もございましょうから、後日ぐらいにあるいはなるのかもわかりませんが、それをフィードバックする説明責任を果たしてもらうような規定を確認事項案に盛り込むことができないだろうか、これはちょっと幹事の方で検討してみましよう。

今の堀野委員のご希望にどこまで添えるかどうかわかりませんが、その程度のものは私も入れてもいいのではないかなというふうに個人的には思っておりますので、少し表現その他の問題もありましよう。詰めてみて、それはおかしいということになるかもしれません。それは次回にご報告をさせていただくことにして、今の堀野委員の

ご提案と同じようなお話で結構ですが、こういうことは確認事項の中に盛り込むことはできないだろうかという項目があったら、この機会に是非おっしゃっていただきたいと思います。

【宮崎委員】先ほど回数の件について、確認事項に盛り込むとおっしゃった後、一たん撤回されたようにちょっと間違えたものですから、そのとき言わなかったんですけども、現在の家裁委員会の運用から一步、数歩踏み出そうという趣旨ではまったく結構だと思うんですが、私ども埒外にいる者から見ますと、せめて年に数回は何とか努力するというような言い方だといいますと、何かなおシャビーな感じがいたします。

といいますのは、ですからおまえの言うのは全然現実離れと言われるかもしれないことを承知で申し上げるんですけども、平穩無事なる時代が長く続いたときは1回もやれば十分だということが多々あったんだと思いますが、当面ここから数年、あるいはもうちょっと長い期間は例えば裁判員制度が導入されたりいたしますと、刑事裁判のあり方などというのは大変な議論になるだろうと。民事についても、裁判員制度はないけれども、訴訟促進というものはどういうふうに動いていくんだということになったりすると、そういうものについて地元の県民というか、広い意味で国民の意見を聞く必要というのは当然出てきてしまうと思う。

それはそれでこの委員会とは別に聞くんだというのも何やっているかわからない話ですので、そうすると例えば刑事で刑事部会を設けるようなところだと、刑事でしょっちゅう何カ月かに一遍ぐらいはやるかもしれない。民事でもやるかもしれない。そうすると、それだけでも年に10回ぐらいやるかもしれないので、そういうことは到底考えていないんだよというような印象を与えるような表現だとどうかなと思いますので、ちょっと先ほどとは別な角度から、せめて数回はやってよというその辺の言い方をもう少しニュートラルに、標準的にはとか少なくともとかというふうなことを工夫していただけないかなと思います。

【遠藤委員長】余り年数回というふうにやるのが望ましいとなれば、年数回やればそれでいいんだというふうな逆の受けとめ方をされるとすれば、我々としては甚だ確かに心外でございますので、例えば少なくとも年数回というような表現にするかどうか、これも幹事において検討させてください。

確認事項、そのほかございませんでしょうか。

それでは、大変恐縮ですが、要綱案につきましては、ほぼ原案どおり、目的事項が入るわけですが、それから確認事項を幾つかご提示いただきましたので、幹事の方で検討させていただいて、先ほど申し上げましたように、できれば次回の委員会の前に配布申し上げまして、ご検討いただいた上で、ご意見をさらに伺って、次回確定ということにさせていただきます。

ところで、この案件は司法制度改革推進本部の法曹制度検討会との関係はどうなるんですか。ご説明いただけますか。

【鹿子木幹事】この案件につきましては、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の場合と同様に、推進本部の法曹制度検討会において、最高裁判所における検討状況を踏まえた上で検討し、必要な場合には本部設置期限までに所要の措置を講ずるということになっております。そこで、2月18日に開催予定の法曹制度検討会におきまして、最高裁から本日の委員会の審議の結果を説明させていただきたいというように考えております。そして、次回に先ほど委員長の方からお話ございましたとおり、そこでの意見をまた踏まえて、要綱の答申をお決めいただければありがたいというように考えております。

【遠藤委員長】それでは、この案件につきましては、ただいま幹事からご説明いただいたような手順で今後進めさせていただきたいと思います。

時間が大分オーバーしてしまって大変恐縮なんですけど、もう一つ司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について、今日のところは幹事の方から諮問の趣旨などについてご説明いただいて、何か今日の段階でどうしても質問しておきたいということがあれば、ご質問をしていただくとどめて、実質的な審議は次回にやらせていただきたいと思います。

【小池幹事】それでは私の方から、簡単に資料の説明、諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

まず、参考資料の1をごらんいただきたいと思います。

審議会意見におきまして、この枠囲みの中の3つ目の丸にありますように、司法研修所の管理運営につきまして、法曹三者の協働関係を一層強化する、それから法科大

学院関係者等の外部の有識者の声をも適切に反映する仕組みを設けるべきであるという提言がなされたわけであります。

この提言を受けまして、最高裁は、参考資料の2にございます上の段の推進計画要綱の3つ目の丸にありますように、このような仕組みを設けることについて、所要の措置を講ずることとしたわけにございます。そして、この推進計画要綱に基づきまして、最高裁は、当委員会に対し、司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について諮問をすることにしたものでございます。

ご審議いただきます前提としまして、新しい法曹養成の概要、そして現在の司法修習の実情等について、簡単に申し上げます。

審議会意見におきましては、法科大学院を中心として、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新しい法曹養成制度の整備を提言しております。昨年臨時国会におきまして、その新しい法曹養成制度を整備するための関連法案が成立したわけにございます。参考資料の6をごらんいただきたいと存じます。

この参考資料の6に示しましたのは、上段、下段と図が分かれておりますが、新しい制度と現在の制度を対比したものでございます。現在の法曹養成制度は、下の段にありますように、司法試験、1年6カ月の司法修習を経て、法曹資格を取得することとなっているわけにございますが、新しい法曹養成制度は、上段の図のように、まず法科大学院を修了し、新しい司法試験に合格した者が1年間の新しい司法修習を受けると、資格を取得することになるわけにございます。

次に、参考資料の7はその新しい法曹養成制度のスケジュールを図式化したものでございます。ここにございますように、平成16年の4月に法科大学院がスタートする、平成18年には新司法試験が行われる、同じ平成18年中に新しい司法試験の合格者に対する新しい司法修習が始まるわけにございます。そして、この図にありますように、当分新しい司法試験と現行司法試験が併存して実施されますので、これに伴って当分の間は修習も2つの試験の合格者について実施していく、いわば二本立てになっていくということにございます。

修習の実情について若干ご説明申し上げたいと思います。資料が後先になって恐縮ですが、参考資料5をごらんいただきたいと思います。

これは今の修習の実情を紹介するパンフレットでございます。詳しくはお読みいただければと思いますが、1ページでございますように、現在の修習制度は、法曹三者になる者を統一的に養成するものとして、戦後昭和22年にスタートし、3か月間の前期修習という研修所での修習を経て、1年間の実務修習で裁判所、弁護士会、検察庁で修習を行い、そして仕上げの後期修習を3か月間研修所で行うという構成で行われています。前期修習と後期修習は司法研修所で修習生を一堂に集める集合修習でございます。基本5科目、すなわち民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について、経験豊富な実務家教官が指導に当たっております。

前期修習は実務修習前の導入的な教育、後期修習は実務修習を踏まえた仕上げの教育となっております。実務修習は民事裁判、刑事裁判、検察、弁護と4分野の修習をそれぞれ3か月ずつ行うものでございまして、全国50か所の裁判所、検察庁、弁護士会において、実際の事件を体験しながら先輩法曹からマンツーマンによる実務指導を受けているわけでございます。修習の最後には、終了試験としての考試、俗に二回試験と読んでおりますが、これに合格しますと法曹となる資格が与えられるわけでございます。

新しい修習の内容は今後具体的に検討するわけでございますが、参考資料の8をごらん下さい。枠囲いのものが2ページありますが、これは推進本部の検討会におきまして、最高裁が審議会意見を踏まえて検討したいわば新しい修習の概要、構想、考え方を示したものでございます。当委員会のご審議を経て、修習の運営に関する機関が新たに設けられることになれば、その新たな機関における検討結果を踏まえて、新しい修習の具体的内容について検討を進めていくことになるわけでございます。

大体のイメージをごらんいただきますと、参考資料8の別紙1の図にカラー刷りのものがございまして、最初8か月間分野別の民事裁判、刑事裁判、検察、弁護という4つの分野を体験する実務修習を行います。そして、修習生の希望を踏まえて、分野別修習を補完する修習や分野別では体験できない分野の修習、修習生が主体的に行う総合型実務修習と、集合修習とを組み合わせるような1年の構成を一つのイメージとして考えているわけでございます。これは弁護士会、あるいは検察庁とも相談した一つのイメージでございます。

前置きが長くなりましたが、要綱についてご説明申し上げます。資料2をごらんいただきたいと存じます。

1の設置は、委員会を設置することと設置の目的を定めるものでございます。審議会意見の趣旨を踏まえまして、司法修習及びこれに関する研修所の管理運営について、法科大学院における教育との有機的連携の確保、法曹相互の協力の強化を図ることを目的として、委員会を最高裁に置くこととするものです。名称は司法修習委員会としてはどうかと考えております。

なお、司法修習における具体的カリキュラムは、やはり教育の問題でございますので、集合修習の場合には司法研修所、特に指導に当たっている全教官で構成されます教官会議による十分な検討を経ております。また、実務修習におきましては、研修所と各実務修習地で実際にマンツーマンの指導に当たっている担当者による協議の場が設けられております。こういった枠組みは修習生の指導に当たっての法曹相互の協力の強化を図る上でこれまでも非常に有効に機能しております。教育の問題でありますので、実際に指導に当たっている人の意見を反映する枠組みを維持していきたいと考えております。こういった従来の枠組みと新しく設けられる委員会とをうまく連携、調和することによって、よりよい修習の実現に向けた検討を行っていただければよいと考えている次第でございます。

所掌事務につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。最高裁の諮問に応じまして、ア、イ、ウに記載した事項につきまして調査、審議するものです。2の(1)の2.)にありますように、諮問を受けたときに意見を述べるということを考えておりますが、これは、諮問に対する答申ということ以外に、この委員会が実質的に諮問がなくとも意見を述べることも含む趣旨で記載したものでございます。

(2)は関係機関への協力依頼の権限で、指名諮問委員会と同様のものとございます。

3の組織につきましては、委員会の構成は実質的で効率的な検討を行うためには、委員10人以内で組織してはどうかと考えております。

4の委員の任命にございますように、その構成は裁判官、検察官、弁護士、司法研修所長。ここまでは法曹でございますが、そのほか法科大学院の教員その他の学

識経験者から任命するということがかかと考えております。この学識経験者としては、法科大学院の教員を例示しておりますが、その他専門家教育に造詣の深い方などが適当ではないかと考えております。

5, 6, これは委員の任期, 委員長の定めでございますが, 一般の例にならったものでございます。

7の幹事の規定も通常の規定でございますが, 委員会では, かなり専門技術的な事項も多く扱うことになると思いますので, ここに書いてありますような法曹三者のほか, 関係機関の職員が幹事として活動したらどうかと考えております。

関係機関の職員としては, 司法研修所教官, 司法研修所事務局長といったあたりが一番修習に通じておりますので, 幹事として任命してはどうかと考えております。それから, ここにありますように, 法科大学院の方も幹事とすることが目的にかなうのではないかと思います。

また, 幹事による検討を機動的に行うために, 幹事の人数, 任期の定めを置かず, 必要に応じて弾力的に対応できるようにするのが適当だと考えております。

8の議事につきましては, 一般の用例にならい, 9の庶務につきましては, 事務総局の人事局において処理するものと定めてはいかかと考えております。10の雑則につきましては, 一般的な用例に従っております。

駆け足で要綱案の内容をご説明したわけでございますが, 次回の2月24日に具体的なご審議をいただければと思います。

最後になりますが, この要綱案に基づきまして, 委員会が設置された場合の研修所と実務修習の各指導官との関係のイメージ図を資料3というところに示しました。このピンクに塗られたところが司法修習委員会でございますが, これと実際に教育に当たっていく人と有機的な連携ができるようなシステムができればと, こういうふうに考えている次第でございます。

【遠藤委員長】先ほども申し上げましたとおり, この諮問事項につきましては, 次回の委員会で十分時間をとってご審議いただきたいと思いますが, とりあえずただいまの小池幹事の説明に関して, 何か質問等があれば承りたいと思います。よろしゅうございますか。

おそらく次回までには、要綱案に対するご意見もさることながら、今回の地方裁判所委員会などと同じように、確認事項を設けたらどうかというご意見がないとは限らないと思います。そこで、できれば次回の委員会に要綱案、もし仮にの話ですが、確認事項案が出れば、それについてのご検討、ご議論もいただいて、できることであれば次回に確定させていただきたいと思いますので、大変恐縮でございますが、確認事項案をお考えの委員がいらっしゃるようございましたら、次回までなるべく早く幹事の方にご連絡をしていただきたいと思います。その上で要綱案の修正なり確認事項案の検討結果を添えて、早目に皆さん方にお知らせをして、次回の委員会の審議ができるだけ効率的に行えるように配慮したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

本日の予定は以上でございますが、全般にわたって何かご意見等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、本日の委員会は終了させていただきます。次回は2月24日月曜日午後1時半から当会議室で開催させていただきます。よろしく願いいたします。